

40

川越都市計画事業

(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業

環境影響評価調査計画書

概要版

令和3年5月

川 島 町

目次

第1章 都市計画決定権者の名称	1
1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地	1
1.2 事業者の名称及び所在地	1
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要	2
2.1 都市計画対象事業の名称	2
2.2 都市計画対象事業の目的	2
2.3 都市計画対象事業の実施区域	2
2.4 都市計画対象事業の規模	6
2.5 都市計画対象事業の実施期間	6
2.6 都市計画対象事業の実施方法	6
2.6.1 土地利用計画	6
2.6.2 進出予定企業の業種	8
2.6.3 道路計画	8
2.6.4 供給施設計画	8
2.6.5 処理施設計画	8
2.6.6 廃棄物処理計画	8
2.6.7 交通計画	8
2.7 工事計画	10
2.7.1 工事工程	10
2.7.2 資材運搬等の車両の走行経路	10
2.7.3 工事中における環境保全対策	12
第3章 調査項目	15
3.1 環境影響要因の把握	15
3.2 調査・予測・評価の項目	15
3.3 項目選定の理由及び根拠	17

第4章 調査の方法	21
4.1 大気質	23
4.2 騒音・低周波音	31
4.3 振動	38
4.4 悪臭	43
4.5 水質	47
4.6 水象	50
4.7 地盤	54
4.8 動物	57
4.9 植物	61
4.10 生態系	65
4.11 景観	67
4.12 自然とのふれあいの場	71
4.13 日照障害	76
4.14 廃棄物等	78
4.15 温室効果ガス等	80
第5章 地域の概況	83
第6章 環境の保全についての配慮事項	87
6.1 公的な計画及び指針との整合性	87
6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域	92
6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域	92
6.2.2 その他の配慮すべき地域	93
6.3 対象事業の立地回避が困難な理由	94
6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由	94
6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由	94
6.4 対象事業による影響の回避または低減処置の検討	94

第 1 章 都市計画決定権者の名称

1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名 称 :川島町

代表者の氏名 :川島町長 飯島 和夫

所 在 地 :埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

1.2 事業者の名称及び所在地

名 称 :川島町

代表者の氏名 :川島町長 飯島 和夫

所 在 地 :埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要

2.1 都市計画対象事業の名称

都市計画対象事業の名称：川越都市計画事業

(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業

都市計画対象事業の種類：土地区画整理事業

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 20 号)

2.2 都市計画対象事業の目的

本地区は、「第 5 次川島町総合振興計画」において、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)川島インターチェンジによる立地優位性を活かし、川島インター産業団地の整備・拡充をするための、「インター周辺関連開発地域」に位置づけられている。

埼玉県は、圏央道の整備に伴い、その周辺の産業立地の優位性が飛躍的に高まることから「第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針(H29～R3)」を策定し、圏央道沿線及び圏央道以北地域における計画的な産業基盤の整備を推進しており、本事業もその施策に寄与するものである。

本事業は、これらの背景を受け、当地区の持つ立地特性を活かし、川島町の土地利用方針に基づき、圏央道川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を実現するとともに、田園環境との調和を図ることを目的とする。

2.3 都市計画対象事業の実施区域

2.3.1 計画地の位置

都市計画対象事業の実施区域(以下「計画地」という。)の位置は、図 2-1 及び写真 2-1 に示すとおりである。

計画地は、埼玉県比企郡川島町の南西部に位置している。計画地の北側は圏央道川島インターチェンジが隣接し、計画地西側は南北方向に走る一般国道 254 号が隣接している。

2.3.2 計画地の概況

(1) 土地利用の状況

計画地の土地利用は、主として水田であり、他に畑地等が点在する。また、計画地の中央を主要地方道鴻巣川島線が南北方向に走っている。

なお、計画地には住居は分布せず、建築物としては、下水道処理施設（埼玉県荒川右岸流域下水道川島北中継ポンプ場）が立地するのみである。

(2) 自然環境

計画地の植生は、水田が多くを占めており、一部に雑草路傍群落等の草がみられる。また、水辺環境として、計画地内及び計画地に隣接して農業用水等の水路が流れている。

また、計画地周辺地域も同様に水田、畑地が広がる環境であり、樹林地は分布しない。

(3) 特に配慮を要する施設

計画地及び隣接地域には、学校、病院、福祉施設等の特に配慮を要する施設は立地していないが、計画地西側の一般国道 254 号を挟んだ約 300m に保育園、約 500m に診療所が立地している(写真 2-1)。

(4) 地 形

計画地及び周辺地域は、起伏のない水田等が広がる平坦な地形を呈している。

(5) 計画地周辺の状況

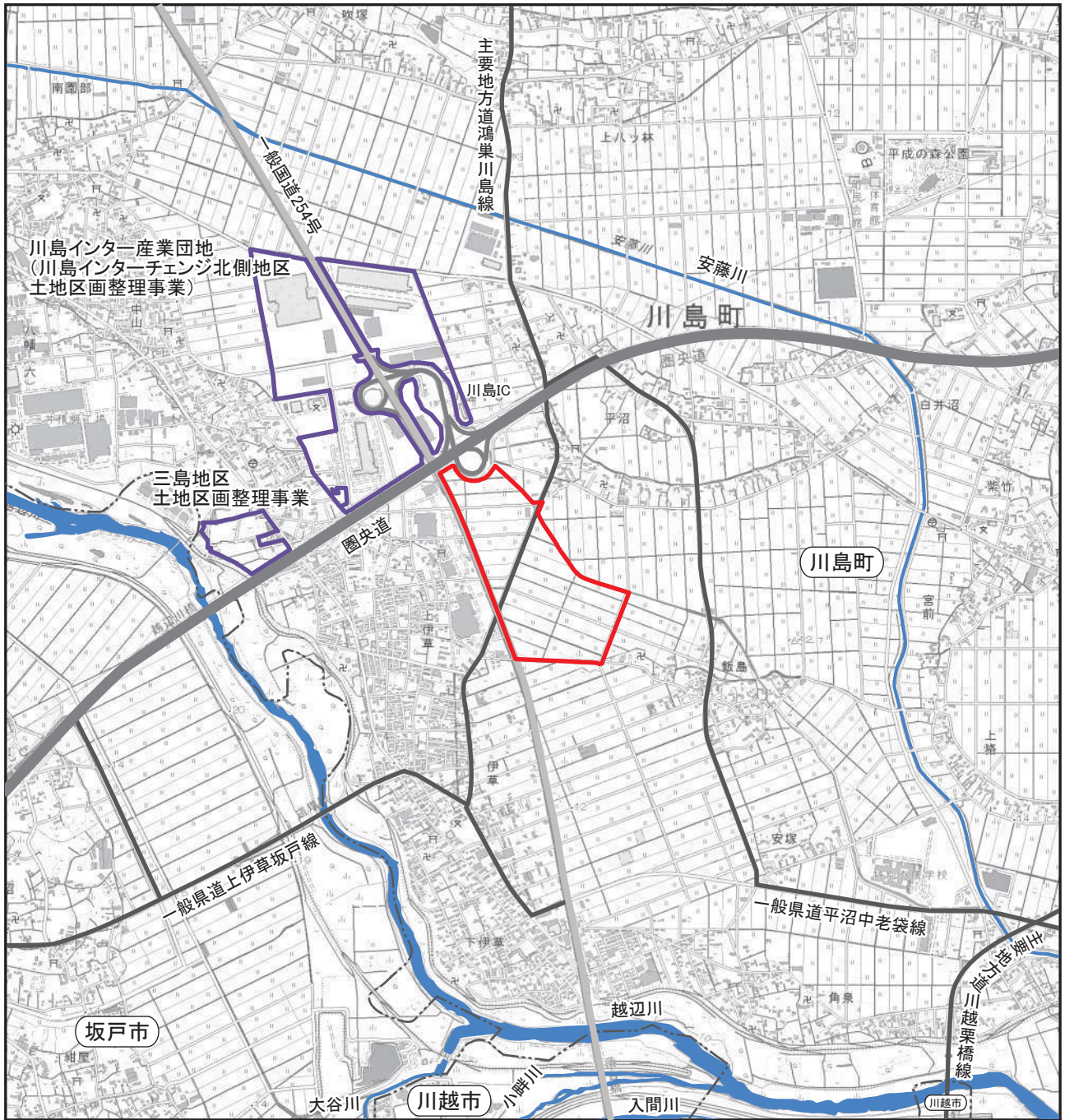
計画地の西側には一般国道 254 号が隣接して南北に走り、その沿道には大規模商業施設が立地している。計画地北側には圏央道川島インターチェンジ及び川島インター産業団地（川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業）が、その西側には三島地区土地区画整理事業地が位置している。

また、計画地の西側には一級河川である越辺川が南北に、南側には一級河川である入間川等が東西に流れている。

(6) 計画地周辺の開発の状況

計画地北側の川島インター産業団地（川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業）は、平成 21 年に埼玉県環境影響評価条例に基づく事業完了報告が終了しており、現在、物流施設及び工場等が稼働している。

また、計画地北西に位置する三島地区土地区画整理事業は、産業系の土地利用がなされている。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道、一般県道
- : 河川
- : 周辺の土地区画整理事業区域

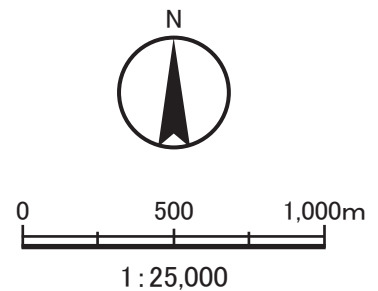
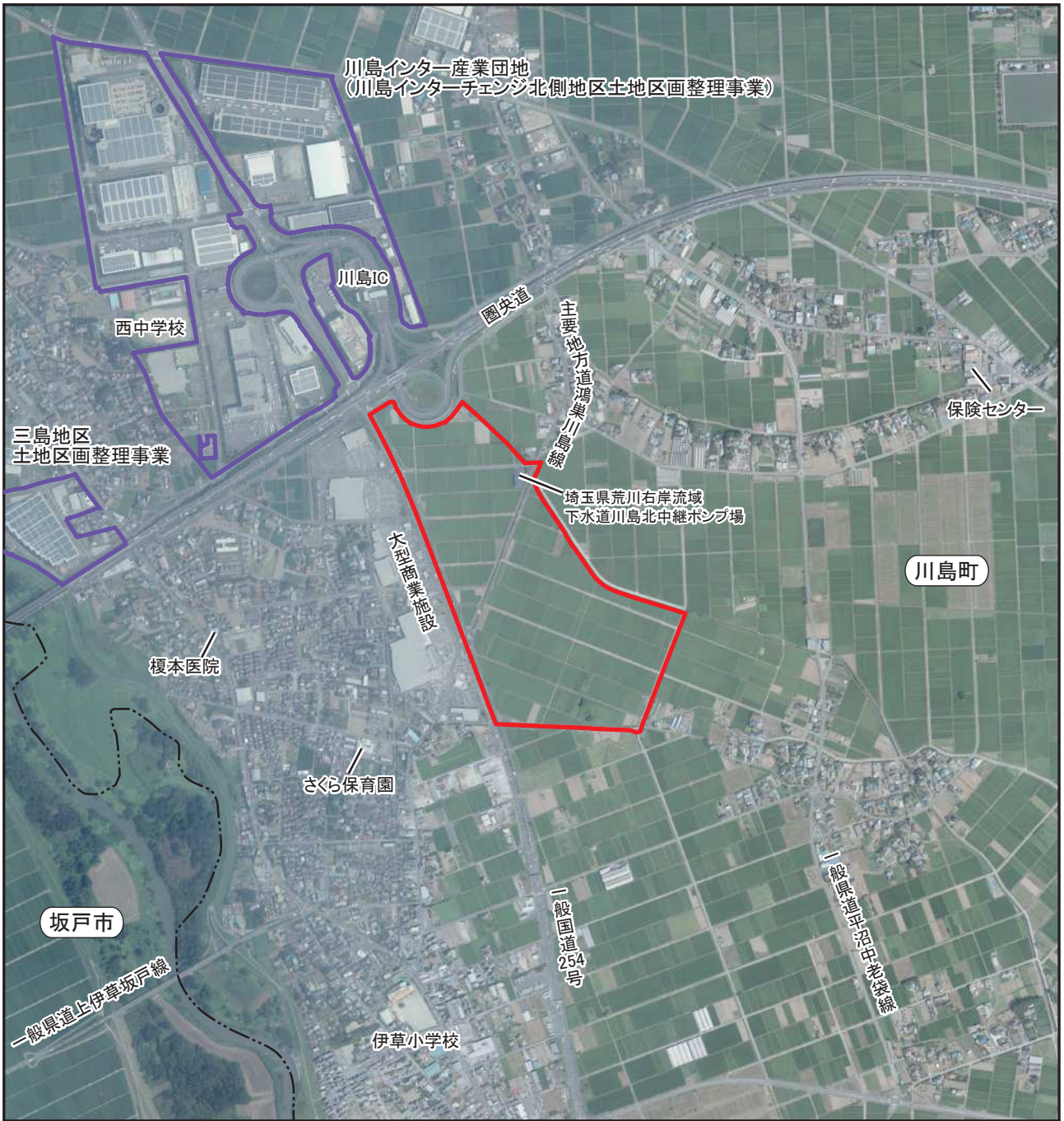
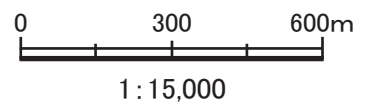


図2-1 計画地の位置



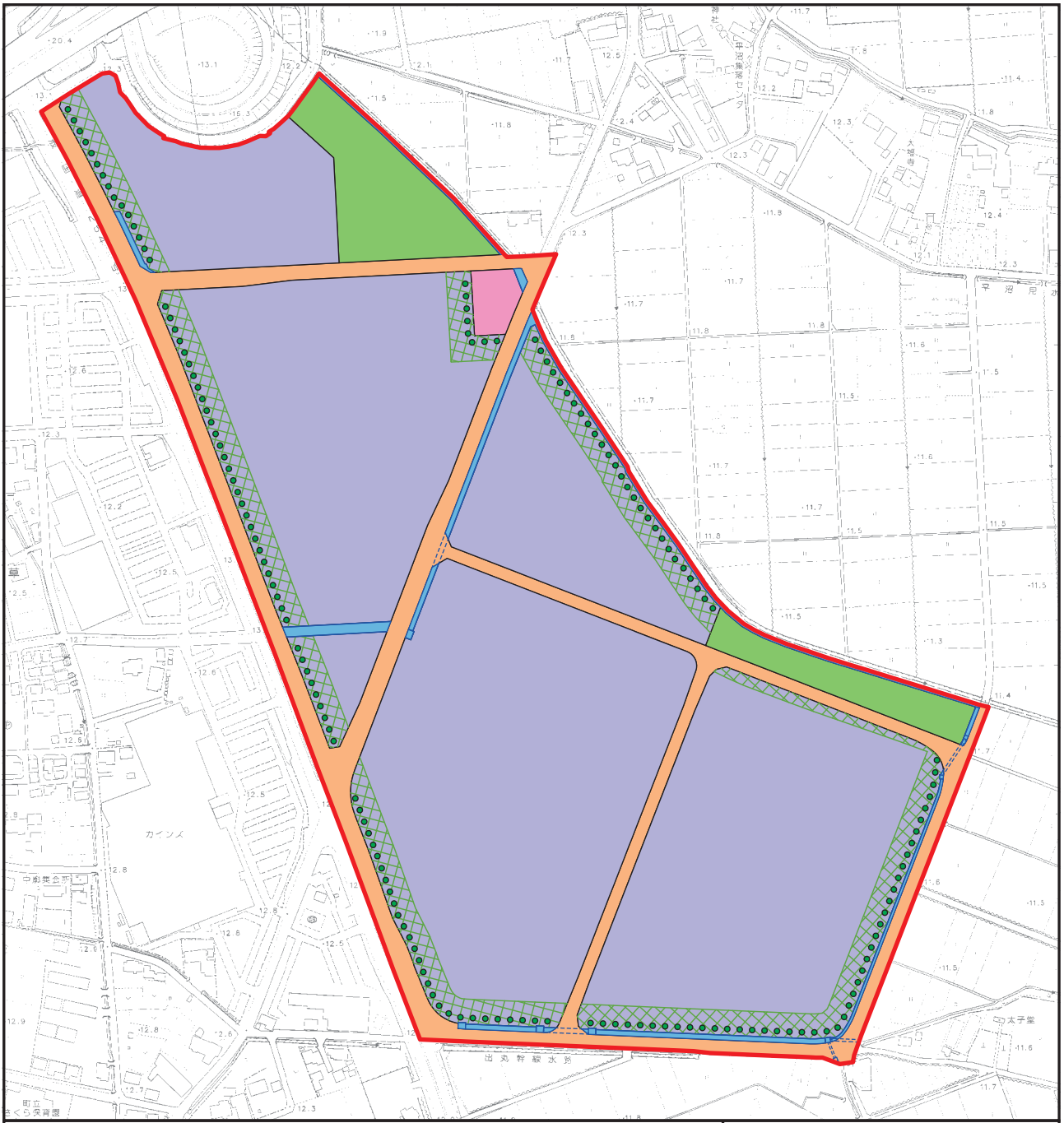
凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 周辺の土地区画整理事業区域



出典:「空中写真」(2019年8月撮影、国土地理院)

写真2-1 計画地の位置(航空写真)



凡例

- : 計画地
- : 企業用地
- : 下水道施設
- : 公園・緑地
- : 道 路
- : 水 路
- : 緩衝緑地帯
- : 高木植栽帯

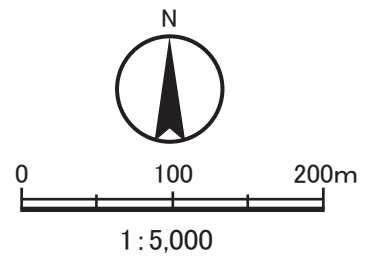


図2-2 土地利用計画図

2.6.2 進出予定企業の業種

現時点で予定している進出予定企業の業種は、表 2-3 に示すとおりであり、製造業、運輸業を予定している。

表 2-3 進出予定企業の業種

土地利用の区分	面積(ha)	進出予定企業の業種
企業用地	約 22.7	製造業、運輸業

2.6.3 道路計画

地区内の区画内道路として、区画道路(幅員約 6.0~10.0m)、幹線道路(幅員約 10.0~12.5m)を配置する計画である。

2.6.4 供給施設計画

(1) 給水

川島町営水道より給水を受ける計画である。

(2) 電力供給

電力小売業者と協議し、地区全体に電力を供給する計画である。

2.6.5 処理施設計画

(1) 汚水排水

汚水排水については、進出企業ごとに汚水の排出量や水質が異なるため、進出企業ごとに個別処理を行い、下水道に放流する。

(2) 雨水排水

雨水排水については、公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存水路に放流する。

(3) 農業用水路

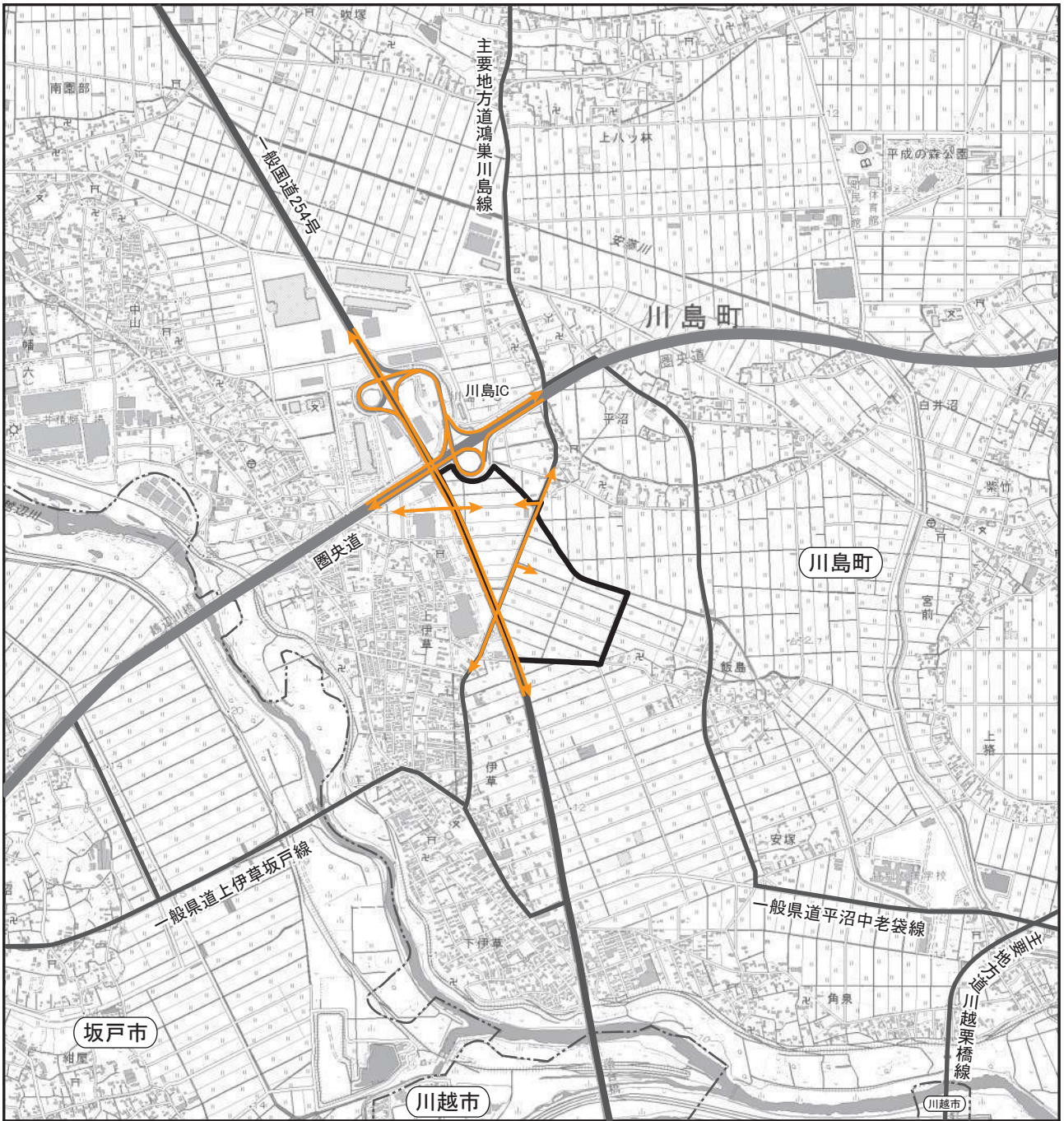
計画地内の農業用水路については、新たに水路整備を行った上で農業用水路の付け替えを行い、計画地の上流域から流下する農業用水を下流の既存農業用水路に接続させる。

2.6.6 廃棄物処理計画

供用時の廃棄物処理については、各進出企業において、個別に適正に処理を行う。

2.6.7 交通計画

供用時における関連車両の主要な走行経路は、図 2-3 に示すとおりであり、圏央道川島インターチェンジ、一般国道 254 号及び主要地方道鴻巣川島線等を経由し、計画地に至る経路を予定している。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道、一般県道
- ↔ : 関連車両の主要な走行経路



1:25,000

図2-3 関連車両の主要な走行経路(供用時)

2.7 工事計画

2.7.1 工事工程

工事工程は表 2-4 に示すとおりであり、土地区画整理事業に係る工事は令和 5 年 10 月～令和 7 年 3 月の 1 年 6 ヶ月を計画している。

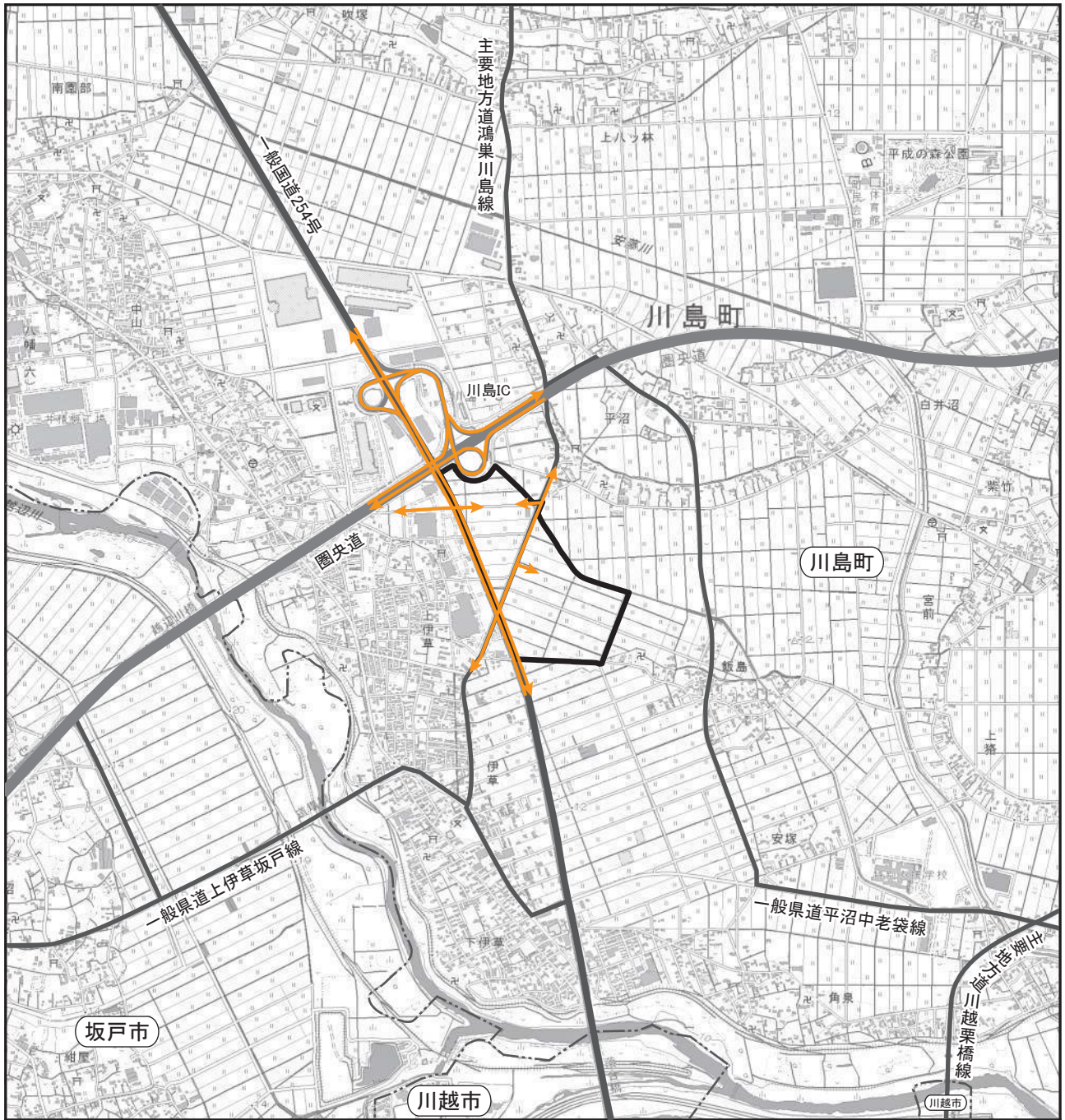
また、令和 6 年 9 月からは、進出企業による盛土工事、建設工事が行われる予定である。

表 2-4 工事工程

項目 \ 年度	R5 年度	R6 年度
1.道路工事		
2.用排水工事		
3.かんがい排水工事		
4.下水道工事		
5.上水道工事		
6.公園工事 (雨水流出抑制施設含む)	雨水流出抑制施設	公園工事
7.支障物除去工事		
8.付帯工事		
9.進出企業盛土工事		
10.進出企業建設工事		

2.7.2 資材運搬等の車両の走行経路

資材運搬等の車両の主要な走行経路は、図 2-4 に示すとおりであり、圏央道川島インターチェンジ、一般国道 254 号及び主要地方道鴻巣川島線等を経由し、計画地に至る経路を予定している。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道、一般県道
- : 資材運搬等の車両の主要な走行経路



1 : 25,000

図2-4 資材運搬等の車両の主要な走行経路(工事中)

2.7.3 工事中における環境保全対策

工事にあたっては以下の環境保全対策を施し、周辺環境への影響を低減していく。

(1) 大気質

① 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 建設機械は、排出ガス対策型の機種の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

- ・ 資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

③ 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・ 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・ 計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。
- ・ 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。

(2) 騒音

① 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 必要に応じて適切な場所で防音対策を講じる。

(3) 振 動

① 建設機械の稼働に伴う振動の影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

(4) 水 質

- ・ 濁水については、仮設水路にて仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。
- ・ 必要に応じて土砂流出防止柵等を設置する。
- ・ 盛土箇所は速やかに転圧等を施す。
- ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。

(5) 地 盤

- ・ 工事中においては、定期的に地盤沈下量、変形等を観測する。
- ・ 地盤性状に合わせた適切な工法を選定する。

(6) 生物(動物、植物、生態系)

- ・ 保全すべき動物種については、改変区域外への移動を容易にするなどの環境保全措置を検討し、工事における影響を軽減する。
- ・ 保全すべき植物種については、必要に応じて移植などの環境保全措置を検討する。
- ・ 夜間工事の際の照明等による影響の軽減を必要に応じて検討する。
- ・ 工事中に発生する濁水の流出防止対策を実施し、下流域の生物への影響を低減する。

(7) 自然とのふれあいの場

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画地内に緑地等を整備する。

(8) 廃棄物等

- ・ 造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

(9) 温室効果ガス等

① 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

第3章 調査項目

3.1 環境影響要因の把握

「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した。

工事中における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事があげられ、供用時における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生があげられる。

本事業の実施に伴う環境影響要因は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	影響要因の区分	環境影響要因
工事中	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事
供用時	存在・供用	造成地の存在 施設の存在 施設の稼働 自動車交通の発生

3.2 調査・予測・評価の項目

調査・予測・評価の項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「工業団地」及び「流通業務施設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本事業においては、表 3-2 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 15 項目を選定した。

表 3-2 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

事業の種類		工業団地・流通業務施設										
影響要因の区分		工事					存在・供用					
環境影響要因		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生			
							工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設		
調査・予測・評価の項目												
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●				●	●	●	●	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						●				
		浮遊粒子状物質	◎	◎				●	●	●	●	
		微小粒子状物質						×		×	×	
		炭化水素(非メタン炭化水素)		◎						●	●	
		粉じん	●	●	●							
		水銀等(水銀及びその化合物)						×				
	その他の大気質に係る有害物質等						×					
	騒音・低周波音	騒音	●	●				●	●	●	●	
		低周波音						●				
	振動	振動	●	●				●	●	●	●	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						●				
		特定悪臭物質						◎				
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						×	×		
			浮遊物質			●						
			窒素及び燐						×			
			水温									
			水素イオン濃度			◎						
			溶存酸素量									
			その他の生活環境項目									
		健康項目等							×			
		底質	強熱減量									
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
	底質に係る有害物質等								×			
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						×				
	水象	河川等の流量、流速及び水位					●					
		地下水の水位及び水脈				○						
		温泉、鉱泉										
		堤防、水門、ダム等の施設										
	土壌	土壌に係る有害項目						×				
地盤	地盤沈下				○							
地象	土地の安定性			×	×							
	地形及び地質(重要な地形及び地質)				×							
	表土の状況及び生産性				×							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		●		●						
	植物	保全すべき種			●	●						
		植生及び保全すべき群落			●	●						
生態系	緑の量				×							
	地域を特徴づける生態系		●		●							
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				●	●					
		眺望景観				●						
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		●		●	●	○	○	◎		
	史跡・文化財	指定文化財等				×						
		埋蔵文化財等				×						
	日照阻害	日影の状況					●					
	電波障害	電波受信状況					×					
風害	局所的な風の発生状況											
光害	人工光又は工作物による反射光											
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●		●	●				
		残土			×							
		雨水及び処理水					●	●				
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●	●		●	●	●	●			
	オゾン層破壊物質					×						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×	×							

注) ●: 標準的に選定する項目
 ◎: 標準外項目であるが事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目
 ○: 事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目
 ×: 標準的に選定する項目及び事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目のうち、今回選定しない項目

3.3 項目選定の理由及び根拠

本事業における調査・予測・評価の項目として選定した理由は表 3-3(1)、(2)に、選定しない理由は表 3-4(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-3(1) 調査・予測・評価の項目及びその選定理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事中において、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素又は窒素酸化物の発生が考えられる。また、存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う二酸化窒素又は窒素酸化物の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働に伴う二酸化硫黄又は硫黄酸化物の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	浮遊粒子状物質	工事中において、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の発生が考えられる。また、存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う浮遊粒子状物質の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	炭化水素	工事中においては、資材運搬等の車両の走行に伴う炭化水素の発生が考えられる。また、存在・供用時において、各進出企業の自動車交通の発生に伴う炭化水素の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	粉じん	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う粉じんの発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
騒音・低周波音	騒音	工事中において、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の発生が考えられる。また、存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う騒音の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	低周波音	存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働に伴う低周波音の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
振動	振動	工事中において、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う振動の発生が考えられる。また、存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う振動の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度、特定悪臭物質	存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働に伴う臭気の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
水質	公共用水域の水質 浮遊物質、水素イオン濃度	工事中において、造成工事に伴う濁水の発生及びコンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
水象	河川等の流量、流速及び水位	存在・供用時において、水田及び畑地等が造成地となり、雨水流出量の変化が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	地下水の水位及び水脈	存在・供用時において、水田及び畑地等が造成地となり、地下水の水位への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。

表 3-3(2) 調査・予測・評価の項目及びその選定理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由
地盤	地盤沈下	本事業は主として水田及び畑地等に盛土して造成を行うことから、存在・供用時において、軟弱地盤上の盛土等に伴う地盤沈下の発生が懸念されるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
動物	保全すべき種	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う保全すべき種の生息環境の悪化、改変、消失が考えられる。また、存在・供用時において、造成地の存在による保全すべき種の生息環境の悪化、改変、消失が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	工事中において、造成等の工事に伴う保全すべき種の生育環境の悪化、改変、消失及び保全すべき群落の改変、消失が考えられる。また、存在・供用時において、造成地の存在による保全すべき種の生育環境の悪化、改変、消失及び保全すべき群落の改変、消失が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う地域を特徴づける生態系の変化が考えられる。また、存在・供用時において、造成地の存在による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)、眺望景観	存在・供用時において、造成地の存在及び施設の存在による景観資源の変化及び周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化、並びに、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害が考えられる。また、存在・供用時において、自動車交通の発生に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化、並びに、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
日照阻害	日影の状況	計画地周辺に住宅等が存在することから、施設の存在による日照阻害により住宅及び農地等への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
廃棄物等	廃棄物 雨水及び処理水	工事中において、造成等の工事に伴う建設廃材等の廃棄物の発生が考えられる。また、存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働に伴う廃棄物、雨水及び処理水の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの発生が考えられる。また、存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。

表 3-4(1) 調査・予測・評価の項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		選定しない理由	
大気質	微小粒子状物質	存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴って排出される微小粒子状物質については、現状では発生源との因果関係等を示す明確な知見がないものと考えられ、その環境影響については不明な部分が多い。また、予測・評価については類似事例等が少ないことやシミュレーション手法が一般的に確立されていないため予測・評価の項目として選定しない。なお、現況を把握するため調査の項目として選定する。	
	水銀等（水銀及びその化合物）、その他の大気質に係る有害物質等	本事業は、製造業、運輸業を中心とした土地利用の計画であるが、水銀やその他有害物質を大量に取り扱う企業が立地する可能性は極めて小さく、これらの物質を扱う企業が進出した場合においても、埼玉県生活環境保全条例等に基づき、適正に管理がなされることから、周辺環境へ及ぼす影響はないものと考えられる。したがって、水銀等（水銀及びその化合物）については調査・予測・評価の項目として、その他の大気質に係る有害物質等については予測・評価の項目として選定しない。なお、現況を把握するためその他の大気質に係る有害物質等については、調査の項目として選定する。	
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素及びリン、健康項目等	存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水が発生するが、下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しないため、公共用水域の水質及び底質については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
	底質	底質に係る有害物質等	
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目	存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水が発生するが、下水道へ放流する。また、存在・供用時における地下水汚染は、有害物質を含む薬剤等の不適切な管理・保管や事故等による漏洩により起こるものであり、適正な操業の下では発生しない。 各進出企業に対しては、有害物質を含む薬剤等の適正な管理・保管や事故防止を徹底させることから、地下水汚染の要因はないものと考えられるため、地下水の水質については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
土 壤	土壌に係る有害項目	存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働に伴う土壌汚染は、有害物質を含む薬剤等の不適切な管理・保管や事故等による漏洩により起こるものであり、適正な操業の下では発生しない。 各進出企業に対しては、有害物質を含む薬剤等の適正な管理・保管や事故防止を徹底させることから、土壌汚染の要因はないものと考えられるため、土壌に係る有害項目については、調査・予測・評価の項目として選定しない。	
地 象	土地の安定性		計画地は平坦な地形を呈する水田及び畑地等であり、地盤の法面安定計算を必要とするような長大な盛土の設置は行わないことから、土地の安定性については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
	地形及び地質（重要な地形及び地質）		計画地内には重要な地形及び地質は存在しないため、地形及び地質（重要な地形及び地質）については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
	表土の状況及び生産性		計画地は主に水田及び畑地等である。また、本事業は土地区画整理事業として計画地を盛土等により造成する。したがって、表土の状況及び生産性については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
植 物	緑の量		計画地は主に水田及び畑地等であり、樹林地は分布していない。また、都市的地域には該当しないことから、緑の量については、調査・予測・評価の項目として選定しない。

表 3-4(2) 調査・予測・評価の項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		選定しない理由
史跡・文化財	指定文化財等	計画地内には指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないため、史跡・文化財については、調査・予測・評価の項目として選定しない。 なお、本事業実施中に埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に則り、適切に対処する。
	埋蔵文化財等	
電波障害	電波受信状況	本事業は土地区画整理事業であり、電波障害対策は、各進出企業が建築物高さ等を考慮し、個別に実施することとなるため、電波障害については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
廃棄物等	残土	計画地は平坦な地形を呈する水田及び畑地等であり、主として盛土により造成を行い、余剰な土壌は発生しない計画のため、造成等の工事に伴う残土については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・供用時において、オゾン層破壊物質を大量に製造する企業が進出する可能性はなく、また、オゾン層破壊物質を含む空調機や冷凍冷蔵施設等を使用する進出企業に対しては、各種関連法令等に基づき適正に管理や廃棄等を徹底させることから、オゾン層破壊物質の漏洩はないものと考えられるため、オゾン層破壊物質については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
放射線の量	放射線の量	計画地周辺における空間線量率の測定結果は低い値を示しており、工事中において、粉じん等の飛散防止対策、土砂等の流出防止対策を実施し、周辺地域への拡散・流出による影響は軽微であると考えられるため、放射線の量については、調査・予測・評価の項目として選定しない。

第4章 調査の方法

環境影響評価項目として選定した各項目の現況調査、予測及び評価の方法は、以下に示すとおりである。

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現況調査(現地調査)を実施する項目は、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場及び日照障害の13項目である。

各項目の現地調査の概要は表4-1(1)、(2)に示すとおりである。なお、廃棄物等及び温室効果ガス等については、現況調査を実施しない。

表 4-1(1) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点	
大気質	一般環境大気質	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 炭化水素(非メタン炭化水素) 微小粒子状物質(PM2.5)	4季×7日間連続測定	計画地内1地点
		ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	4季×1日	計画地内1地点
		降下ばいじん	4季×1ヵ月間測定	計画地内1地点
	沿道環境大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素(非メタン炭化水素) 微小粒子状物質(PM2.5)	4季×7日間連続測定	沿道5地点
			4季×7日間連続測定	沿道2地点
	気象	地上気象(風向、風速)	4季×7日間連続測定	計画地内1地点
騒音・低周波音	騒音	環境騒音の騒音レベル(L _{A5} 、L _{A50} 、L _{A95} 、L _{Aeq})	年2回(平日、休日)各1日24時間測定	計画地内2地点
		道路交通騒音の騒音レベル(L _{A5} 、L _{A50} 、L _{A95} 、L _{Aeq})	年2回(平日、休日)各1日24時間測定	沿道5地点
	低周波音	低周波音音圧レベル(G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル)	年2回(平日、休日)各1日4回測定(6~22時:3回、22~6時:1回)	計画地内2地点(環境騒音と同地点)
	道路交通	自動車交通量(大型車、小型車、自動二輪車)	年2回(平日、休日)各1日24時間測定	5地点断面(道路交通騒音と同地点)
振動	振動	環境振動の振動レベル(L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀)	年2回(平日、休日)各1日24時間測定	計画地内2地点(環境騒音と同地点)
		道路交通振動の振動レベル(L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀)	年2回(平日、休日)各1日24時間測定	沿道5地点(道路交通騒音と同地点)
		地盤卓越振動数	年1回	沿道5地点(道路交通振動と同地点)
悪臭	悪臭	特定悪臭物質(22項目)	年1回(夏季)	計画地内2地点
		臭気指数(濃度)	年1回(夏季)	

表 4-1(2) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
水 質	公共用水域の水質	浮遊物質 水素イオン濃度	通常時:年3回 降雨時:年1回	雨水放流前及び先水路等5地点
水 象	河川等の流量、流速及び水位	流量 流速 水位	通常時:年3回 降雨時:年1回	放流前及び先水路等5地点 (水質と同地点)
	地下水の水位及び水脈	地下水水位 水脈	豊水期、渇水期、平水期の各1回 年1回	計画地内5地点 計画地内6地点
地 盤	地盤沈下	地質等の状況 (ボーリング調査)	年1回	計画地内6地点
動 物	動 物	哺乳類	春季、夏季、秋季、冬季	計画地及び周辺地域 約200mの範囲
		鳥類(全般)	春季、初夏(繁殖期)、 夏季、秋季、冬季	
		両生・爬虫類、 昆虫類	春季、初夏、夏季、 秋季	
		魚類、底生動物	春季、夏季、秋季、冬季	
植 物	植 物	植物相	早春、春季、夏季、秋季	
		植物群落(植生)	夏季、秋季	
生態系	生態系	生態系、着目種等	動物、植物と同様	
景 観	景 観	景観資源の状況 主要な眺望景観の状況	春季、夏季、秋季、冬季	計画地周辺地域約 1kmの範囲
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の 資源、周辺環境、利用 状況、交通手段	春季～初夏の1回	計画地周辺地域約 1kmの範囲
日照障害	日照障害	日影の状況	年1回	計画地及び周辺地域

4.1 大気質

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 大気質の状況

(ア) 一般環境大気質

調査項目は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素(非メタン炭化水素)、微小粒子状物質(PM2.5)、有害物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)の濃度及び降下ばいじんの量とする。

(イ) 沿道環境大気質

調査項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素(非メタン炭化水素)及び微小粒子状物質(PM2.5)の濃度とする。

イ. 気象の状況

調査項目は、風向、風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温及び湿度の状況とする。

ウ. 大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の大気汚染物質の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、道路交通の状況(自動車交通量)については、「4.2 騒音・低周波音」の既存資料調査結果を用いる。

(ア) 大気質の状況

大気質の状況については、一般環境大気測定局及び沿道環境大気測定局の測定データを整理する。

(イ) 気象の状況

風向、風速、気温、湿度については、一般環境大気測定局または気象観測所の測定データを整理する。大気安定度については、一般環境大気測定局の日射量、放射収支量データを基に求める。

(ウ)大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況について、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

(エ)その他の予測・評価に必要な事項

既存の大気汚染物質の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

大気質の状況(一般環境大気質、沿道環境大気質)及び気象の状況(地上気象(風向・風速))について、現地調査を実施する。

なお、道路交通の状況(自動車交通量等)については、「4.2 騒音・低周波音」の現地調査結果を用いる。

(ア)大気質の状況

一般環境大気質の現地調査方法は表 4-2 に、沿道環境大気質の現地調査方法は表 4-3 に示すとおりである。

表 4-2 一般環境大気質の現地調査方法

調査項目	調査(測定)方法
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める方法
二酸化硫黄 浮遊粒子状物質	「大気の大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定める方法
炭化水素 (非メタン炭化水素)	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」(昭和 52 年環大企第 61 号環境庁大気保全局長通達)に定める方法
微小粒子状物質 (PM2.5)	「微小粒子状物質による大気の大気汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)に定める方法
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	「ベンゼン等による大気の大気汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号)に定める方法
降下ばいじん	ダストジャー採取、重量法

表 4-3 沿道環境大気質の現地調査方法

調査項目	調査(測定)方法
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める方法
浮遊粒子状物質	「大気の大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定める方法
炭化水素 (非メタン炭化水素)	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」(昭和 52 年環大企第 61 号環境庁大気保全局長通達)に定める方法
微小粒子状物質 (PM2.5)	「微小粒子状物質による大気の大気汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)に定める方法

(イ) 気象の状況

気象の状況の現地調査方法は、表 4-4 に示すとおりである。

表 4-4 気象の現地調査方法

調査項目	調査(測定)方法	観測高さ
地上気象(風向、風速)	「地上気象観測指針」(気象庁)に定める方法	地上約 10m

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

(ア) 大気質の状況

調査地域・地点は、一般環境大気測定局である川越市川越局及び坂戸測定局、沿道環境大気測定局である川島自排局とする。

(イ) 気象の状況

風向、風速、気温、湿度の調査地域・地点は、計画地最寄りの一般大気常時監視測定局である川越市川越測定局とする。大気安定度(日射量、放射収支量)は、日射量、放射収支量の測定を行っている計画地最寄りの一般環境大気測定局である環境科学国際 C 測定局(埼玉県加須市上種足 914)とする。

(ウ) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査地域・地点は、計画地及び周辺地域とする。

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

調査地域・地点は、計画地及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 大気質の状況

a. 一般環境大気質

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。調査地点は、図 4-1 に示すとおり、計画地周辺地域の水田及び耕作地等の環境を代表し、周辺に他の発生源がない、かつ、住宅が分布する付近の計画地内の 1 地点とする。

b. 沿道環境大気質

調査地域は、工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路である圏央道川島インターチェンジ、一般国道 254 号、主要地方道鴻巣川島線等を経由し、計画地に至る経路とする。

調査地点は、図 4-1 に示すとおり、各道路沿道の計 5 地点とする。なお、微小粒子状物質(PM2.5)については、計画地及び周辺地域の沿道環境を代表し、主要な走行経路である一般国道 254 号沿道のNo.3 及び主要地方道鴻巣川島線のNo.4 とする。

(イ) 気象の状況

地上気象(風向、風速)の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。
調査地点は、図 4-1 に示すとおり、計画地内の 1 地点とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

大気質の状況については最新年から過去 5 年間とし、気象については最新の 1 年間とする。なお、当該 1 年間の風向、風速データが、平年と比べて異常でないことを確認するために、過去 10 年間分のデータを用いて異常年検定を行う。

その他の項目については、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 大気質の状況

a. 一般環境大気質

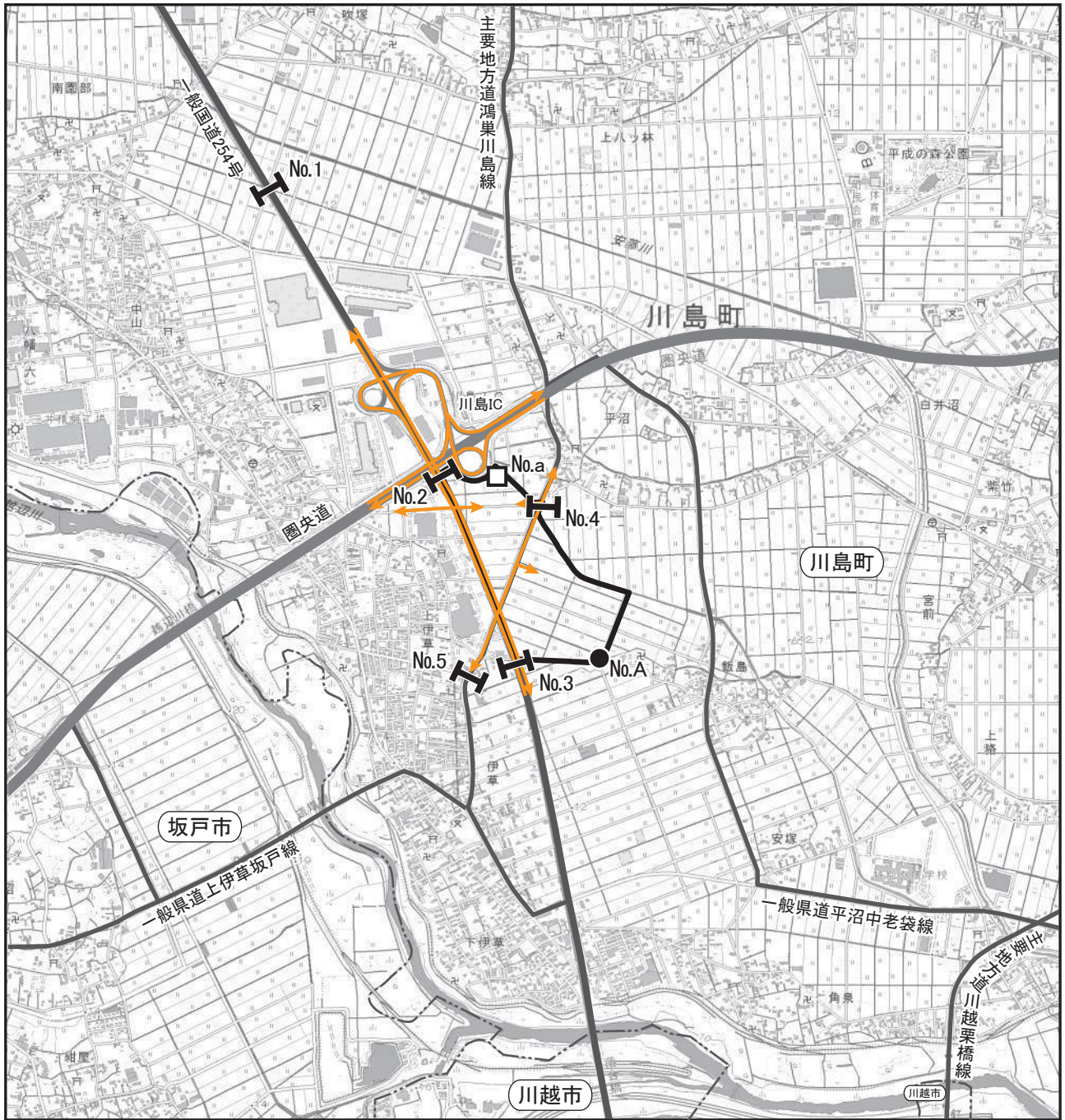
二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素及び微小粒子状物質は 4 季ごとに各 7 日間の連続測定、有害物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)は 4 季ごとに各 1 日の測定、降下ばいじんは 4 季ごとに各 1 ヶ月間の測定とする。

b. 沿道環境大気質










二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素及び微小粒子状物質は 4 季ごとに各 7 日間の連続測定とする。

(イ) 気象の状況

地上気象(風向、風速)は 4 季ごとに各 7 日間の連続測定(一般環境大気質と同時期)とする。



凡例

- | | | | |
|---|--------------------------|---|----------------|
|  | : 計画地 |  | : 一般環境大気質 |
|  | : 市町界 |  | : 沿道環境大気質の調査地点 |
|  | : 高速道路 |  | : 気象の調査地点 |
|  | : 国道 | | |
|  | : 主要地方道、一般県道 | | |
|  | : 資材運搬等の車両及び関連車両の主要な走行経路 | | |

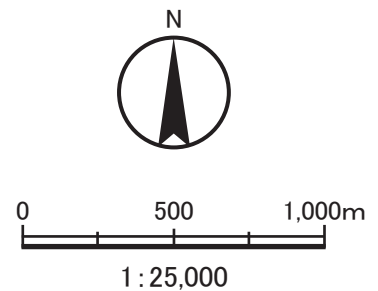


図4-1 大気質及び気象の現地調査地点

(2) 予 測

① 予 測 内 容

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度(長期平均濃度)の変化の程度とする。また、粉じんについては、降下ばいじん量が「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」以下であれば不快感の目安を大きく下回ると言われている*ことから、降下ばいじんの量を予測項目とする(以下、同様)。

注)*:「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所/独立行政法人土木研究所)による。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素の濃度(長期平均濃度)の変化の程度及び降下ばいじんの量とする。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

予測項目は、降下ばいじんの量とする。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素(長期平均濃度)、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の濃度(長期平均濃度、短期高濃度)の変化の程度とする。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素の濃度(長期平均濃度)の変化の程度とする。

② 予 測 方 法

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度については、工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、大気拡散式(プルーム、パフ式)を用いて予測を行う。

なお、粉じんについては、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所)に基づく、降下ばいじん量を算出する方法により予測を行う。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素の濃度については、工事計画から車両台数を設定し、大気拡散式(プルーム、パフ式)を用いて予測を行う。

なお、粉じんについては、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所)に基づく、降下ばいじん量を算出する方法により予測を行う。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所)に基づく、降下ばいじん量を算出する方法により予測を行う。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、規制値等から排出条件を設定し、拡散計算または、類似事例の解析を参考に予測を行う。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数を設定し、大気拡散式(プルーム、パフ式)を用いて予測を行う。

③ 予測地域・地点

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

予測地域は、最大着地濃度出現地点を含む計画地周辺地域とする(降下ばいじんについては、計画地周辺地域とする)。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

予測地点は、沿道環境大気質の現地調査地点と同地点とし、道路端から約200mの範囲とする(降下ばいじんについては、計画地周辺地域とする)。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

予測地域は、計画地周辺地域とする。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

予測地域は、最大着地濃度出現地点を含む計画地周辺地域とする。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

「イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」と同様とする。

④ 予測時期等

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となる時期とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

資材運搬等の車両走行台数が最大となる時期とする。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

造成工事の最盛期とする。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

(3) 評価

① 評価方法

大気質への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、環境基本法による大気汚染に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 建設機械は、排出ガス対策型の機種の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

- ・ 資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・ 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・ 計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。
- ・ 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 供用後の進出企業に対して大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。

4.2 騒音・低周波音

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 騒音の状況

(ア) 環境騒音

調査項目は、環境騒音の騒音レベル(L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})とする。

(イ) 道路交通騒音

調査項目は、道路交通騒音の騒音レベル(L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})とする。

イ. 低周波音の状況

調査項目は、低周波音音圧レベル(G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル)とする。

ウ. 道路交通の状況

調査項目は、道路の構造及び自動車交通量とする。

エ. 音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

オ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の騒音・低周波音の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

(ア) 騒音の状況

道路交通騒音の騒音レベル(L_{Aeq})について、自動車交通騒音実態調査結果等の既存資料データを整理する。

(イ) 道路交通の状況

自動車交通量について、道路交通センサス等の既存資料データを整理する。

(ウ) 音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況

音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況について、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の騒音・低周波音の発生源の状況、環境保全の配慮が特に必要な施設の分布状況、住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

騒音の状況(環境騒音、道路交通騒音)、低周波音の状況及び道路交通の状況について、現地調査を実施する。

(ア) 騒音の状況

環境騒音の騒音レベル(L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})及び道路交通騒音の騒音レベル(L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})について、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号)に定める「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準じて、計量法第 71 条の条件に合格した普通騒音計及びメモリーカードを用いて測定する。

(イ) 低周波音の状況

低周波音音圧レベル(G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル)について、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁)に準じて測定する。

(ウ) 道路交通の状況

自動車交通量を、ハンドカウンターを用いて、方向別、時間別、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)に計測する。併せて、道路構造を現地確認する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

騒音の状況及び道路交通の状況の調査地域は、計画地周辺地域とする。また、音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 騒音の状況

a. 環境騒音

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。調査地点は、図 4-2 に示すとおり、計画地周辺地域における環境騒音を代表して把握できる計画地北側の 1 地点及び計画地周辺地域における環境騒音を代表して把握でき、かつ、住宅が分布する、計画地南側の 1 地点とする。

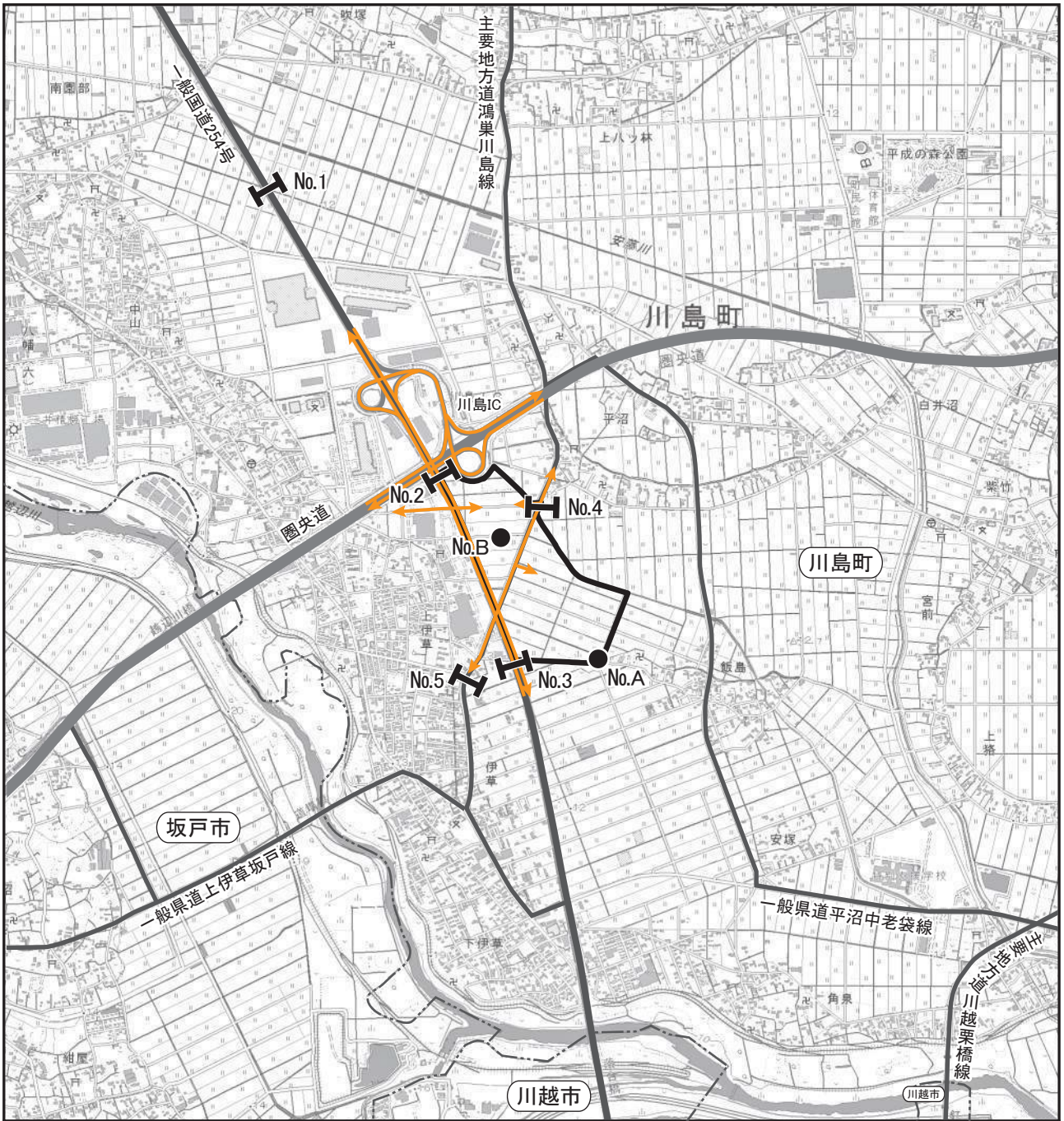
b. 道路交通騒音

調査地域は、工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路である圏央道川島インターチェンジ、一般国道 254 号、主要地方道鴻巣川島線等を経由し、計画地に至る経路とする。

調査地点は、図 4-2 に示すとおり、各道路沿道の計 5 地点とする。

(イ) 低周波音の状況

調査地域・地点は、環境騒音と同様とする。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道、一般県道
- : 資材運搬等の車両及び関連車両の主要な走行経路
- : 環境騒音・振動、低周波音の調査地点
- : 道路交通騒音・振動、自動車交通量の調査地点

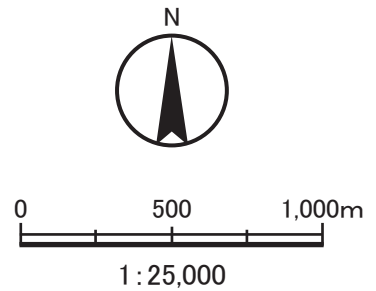


図4-2 騒音・振動・低周波音・自動車交通量の現地調査地点

(ウ) 道路交通の状況

調査地域は、道路交通騒音と同様とする。調査地点は、道路交通騒音の調査地点と同地点の道路断面とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 騒音の状況

a. 環境騒音

調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 24 時間測定とする。

b. 道路交通騒音

調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 24 時間測定とする。

(イ) 低周波音の状況

調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 4 回測定(6～22 時:3 回、22～6 時:1 回)とする(環境騒音と同日)。

(ウ) 道路交通の状況

自動車交通量の調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 24 時間測定とする(道路交通騒音と同時)。

(2) 予 測

① 予測内容

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

予測項目は、建設騒音の騒音レベル(L_{A5})及び環境騒音の騒音レベル(L_{Aeq})とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

予測項目は、道路交通騒音の騒音レベル(L_{Aeq})の変化の程度とする。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

予測項目は、施設騒音の騒音レベル(L_{A5})及び環境騒音の騒音レベル(L_{Aeq})とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

予測項目は、道路交通騒音の騒音レベル(L_{Aeq})の変化の程度とする。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

予測項目は、低周波音音圧レベルの変化の程度とする。

② 予測方法

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、音の伝ば理論式を用いて予測を行う。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

工事計画から車両台数を設定し、「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018” (日本音響学会誌 75 巻 4 号)」(平成 31 年 4 月、一般社団法人日本音響学会)を用いて予測を行う。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて騒音発生源ごとの音響パワーレベルを設定し、音の伝ば理論式を用いて予測を行う。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数を設定し、「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018” (日本音響学会誌 75 巻 4 号)」(平成 31 年 4 月、一般社団法人日本音響学会)を用いて予測を行う。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて低周波音発生源ごとの音響パワーレベルを設定し、音の伝ば理論式を用いて予測を行う。

③ 予測地域・地点

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住宅とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

予測地域・地点は、道路交通騒音の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住宅とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

予測地域・地点は、道路交通騒音の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は周辺住宅とする。

④ 予測時期等

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

建設機械の稼働による騒音が最大となる時期とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

資材運搬等の車両走行台数が最大となる時期とする。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

(3) 評価

① 評価方法

騒音・低周波音の影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、環境基本法による騒音に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 必要に応じて適切な場所で防音対策を講じる。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 供用後の進出企業に対して騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

- ・ 各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。

4.3 振 動

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 振動の状況

(ア) 環境振動

調査項目は、環境振動の振動レベル(L₁₀、L_{A50}、L₉₀)とする。

(イ) 道路交通振動

調査項目は、道路交通振動の振動レベル(L₁₀、L_{A50}、L₉₀)とする。

イ. 道路交通の状況

調査項目は、道路の構造及び自動車交通量とする。

ウ. 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況

調査項目は、振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の振動の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、道路交通の状況(自動車交通量)については、「4.2 騒音・低周波音」の既存資料調査結果を用いる。

(ア) 振動の状況

道路交通振動の振動レベル(L₁₀)について、自動車交通振動実態調査結果等の既存資料データを整理する。

(イ) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況

振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況について、表層地質図等の既存資料を整理する。

(ウ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の振動の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設、住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

振動の状況(環境振動、道路交通振動)及び振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況(地盤卓越振動数)について、現地調査を実施する。

なお、道路交通の状況(自動車交通量等)については、「4.2 騒音・低周波音」の現地調査結果を用いる。

(ア)振動の状況

環境振動の振動レベル(L₁₀、L₅₀、L₉₀)及び道路交通振動の振動レベル(L₁₀、L₅₀、L₉₀)について、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月、総理府令第58号)に定める「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準じて、JIS C 1510に定められた振動レベル計及びメモリーカードを用いて測定する。

(イ)振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況(地盤卓越振動数)

「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所)に示される方法に基づき、大型車単独走行時の振動加速度レベルを1/3オクターブバンド分析器により測定する。この測定結果から振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数を読み取り、これらを平均して地盤卓越振動数を求める。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

振動の状況の調査地域は、計画地周辺地域とする。また、振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア)振動の状況

a. 環境振動

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。調査地点は、図4-2に示すとおり、計画地周辺地域における環境振動を代表して把握できる計画地北側の1地点及び計画地周辺地域における環境振動を代表して把握でき、かつ、住宅が分布する計画地南側の1地点とする(「4.2 騒音・低周波音」の環境騒音の現地調査地点と同地点)。

b. 道路交通振動

調査地域は、工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路である圏央道川島インターチェンジ、一般国道254号、主要地方道鴻巣川島線等を経由し、計画地に至る経路とする。

調査地点は、図4-2に示すとおり、各道路沿道の計5地点とする(「4.2 騒音・低周波音」の道路交通騒音の現地調査地点と同地点)。

(イ)振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況(地盤卓越振動数)

地盤卓越振動数の調査地域・地点は、道路交通振動と同様とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 振動の状況

a. 環境振動

調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 24 時間測定とする(「4.2 騒音・低周波音」の環境騒音の現地調査と同日)。

b. 道路交通振動

調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 24 時間測定とする(「4.2 騒音・低周波音」の道路交通騒音の現地調査と同日)。

(イ) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況(地盤卓越振動数)

調査期間・頻度は、年 1 回、大型車単独走行時に 10 回測定する。

(2) 予測

① 予測内容

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

予測項目は、建設振動の振動レベル(L₁₀)及び環境振動の振動レベル(L₁₀)とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

予測項目は、道路交通振動の振動レベル(L₁₀)の変化の程度とする。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

予測項目は、施設振動の振動レベル(L₁₀)及び環境振動の振動レベル(L₁₀)とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

予測項目は、道路交通振動の振動レベル(L₁₀)の変化の程度とする。

② 予測方法

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、振動の伝ば理論式を用いて予測を行う。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

工事計画から車両台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所)の道路交通振動の予測式を用いて予測を行う。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて振動発生源ごとの振動レベルを設定し、振動の伝ば理論式を用いて予測を行う。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所)の道路交通振動の予測式を用いて予測を行う。

③ 予測地域・地点

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住宅とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

予測地域・地点は、道路交通振動の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住宅とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

予測地域・地点は、道路交通振動の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

建設機械の稼働による振動が最大となる時期とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

資材運搬等の車両走行台数が最大となる時期とする。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

(3) 評価

① 評価方法

振動の影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、振動規制法による規制基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

- ・ 供用後の進出企業に対して振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるよう指導するとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。

4.4 悪臭

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 悪臭の状況

調査項目は、特定悪臭物質(22項目)及び臭気指数(濃度)とする。

イ. 気象の状況

調査項目は、風向、風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温及び湿度の状況とする。

ウ. 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の臭気の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、気象の状況(風向、風速、大気安定度、気温、湿度)については、「4.1 大気質」の既存資料調査結果を用いる。

(ア) 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況について、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の臭気の発生源の状況、環境保全の配慮が特に必要な施設の分布状況、住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

悪臭の状況(特定悪臭物質(22項目)及び臭気指数(濃度))について、現地調査を実施する。

なお、気象の状況(地上気象(風向・風速))については、「4.1 大気質」の現地調査結果を用いる。

(ア) 悪臭の状況

特定悪臭物質(22項目)は「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)、臭気指数(濃度)は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)または「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年条例第57号)に定める方法に準じて測定する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

臭気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 悪臭の状況

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。調査地点は、図 4-3 に示すとおり、計画地周辺地域の水田及び耕作地等の環境を代表し、周辺に他の発生源がない計画地北側の 1 地点及び計画地周辺地域の水田及び耕作地等の環境を代表し、周辺に他の発生源がない、かつ、住宅が分布する計画地南側の 1 地点とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

臭気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 悪臭の状況

調査期間・頻度は、特定悪臭物質(22 項目)、臭気指数(濃度)については夏季の 1 回とする。

(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、施設の稼働に伴う臭気指数(濃度)の変化の程度とする。

② 予測方法

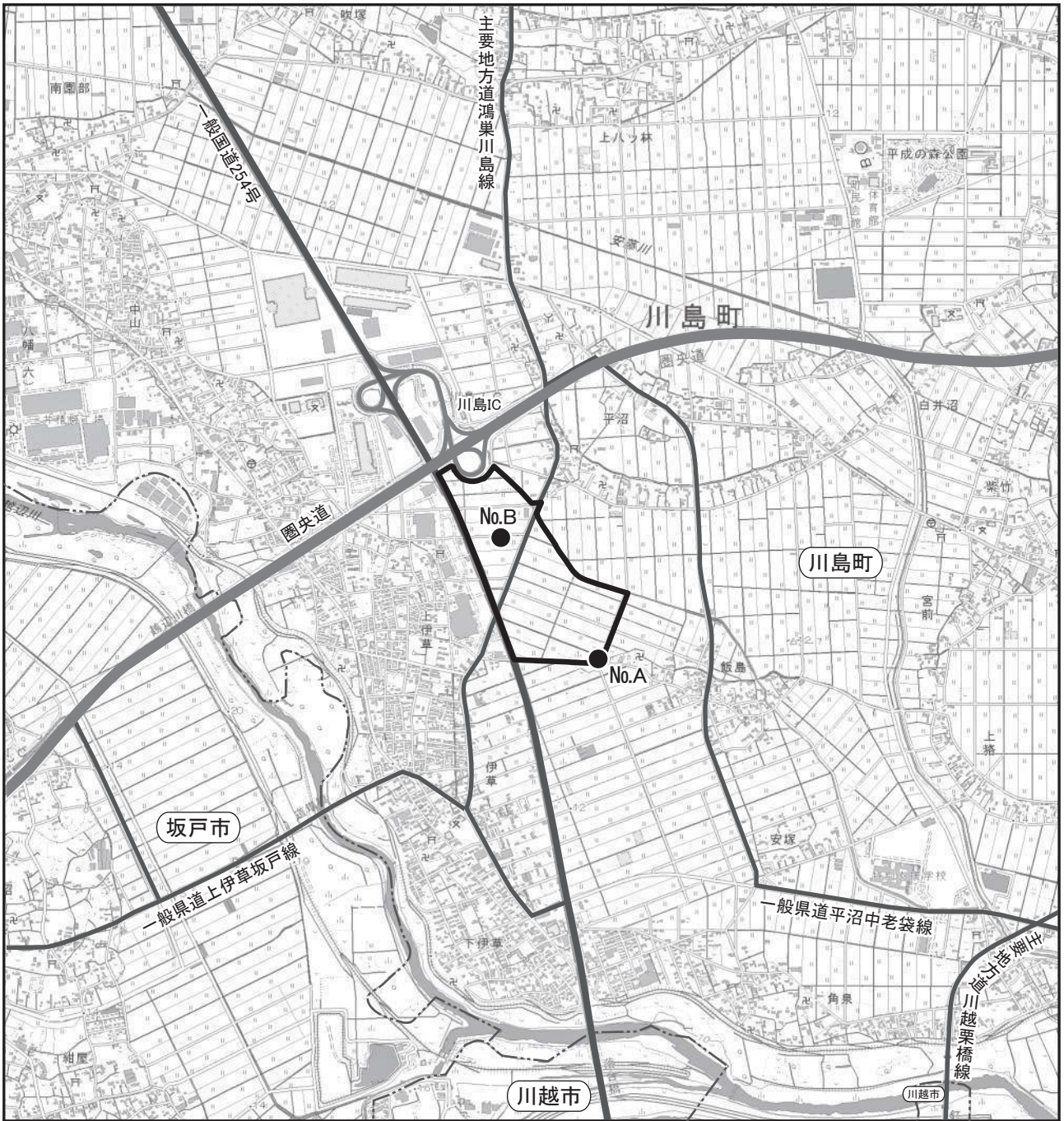
計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、規制値等から悪臭の排出条件を設定し、大気拡散式(プルーム・パフ式)を用いて予測、または、類似事例の解析を参考に予測を行う。

③ 予測地域・地点







予測地域は、計画地周辺地域とする。

④ 予測時期等

予測時期は、供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 高速道路
-  : 国道
-  : 主要地方道、一般県道
-  : 悪臭の調査地点

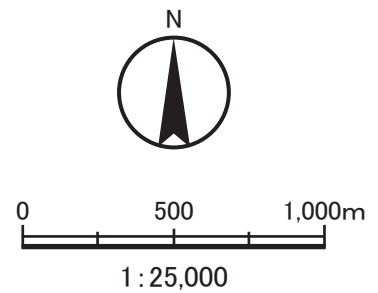


図4-3 悪臭の現地調査地点

(3) 評価

① 評価方法

悪臭の影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、悪臭防止法による臭気指数(濃度)に係る規制基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 供用後の進出企業に対して悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの未然の公害発生防止対策の徹底に努めるよう指導する。

4.5 水 質

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 公共用水域の水質

調査項目は、浮遊物質質量及び水素イオン濃度とする。

イ. 水象の状況

調査項目は、河川等の流量とする。

ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の発生源の状況、降水量、水利用及び水域利用の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、その他の予測・評価に必要な事項(降水量、水利用及び水域利用の状況)については、「4.6 水象」の既存資料調査結果を用いる。

(ア) 公共用水域の水質

公共用水域の水質について、埼玉県環境白書等の既存資料を整理する。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の濁水やアルカリ排水の発生源の状況については、地形図、地質図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

公共用水域の水質(浮遊物質質量、水素イオン濃度)について、現地調査を実施する。

なお、水象の状況(河川等の流量)については、「4.6 水象」の現地調査結果を用いる。

(ア) 公共用水域の水質

浮遊物質質量は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)、水素イオン濃度は「JIS K 0102 12.1」に定める方法に準じて調査を行う。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

(ア) 公共用水域の水質

公共用水域の水質の調査地点は、越辺川の落合橋及び入間川の落合橋及び入間大橋の3地点とする。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 公共用水域の水質

調査地点は、計画地内及び計画地に隣接し、工事中における計画地からの排水の放流先となる水路とする。調査地点は、図 4-4 に示す 5 地点とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 公共用水域の水質

調査期間・頻度は、通常時に年 3 回（豊水期、渇水期、平水期に各 1 回）、降雨時に年 1 回とする。

(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、造成等の工事に伴う公共用水域の水質（浮遊物質濃度及び水素イオン濃度）の変化の程度とする。

② 予測方法

濁水発生防止対策及びアルカリ排水防止対策を明らかにすることにより、定性的に予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、公共用水域の水質の現地調査の地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、造成等の工事による濁水やアルカリ排水の影響が最大となる時期とする。

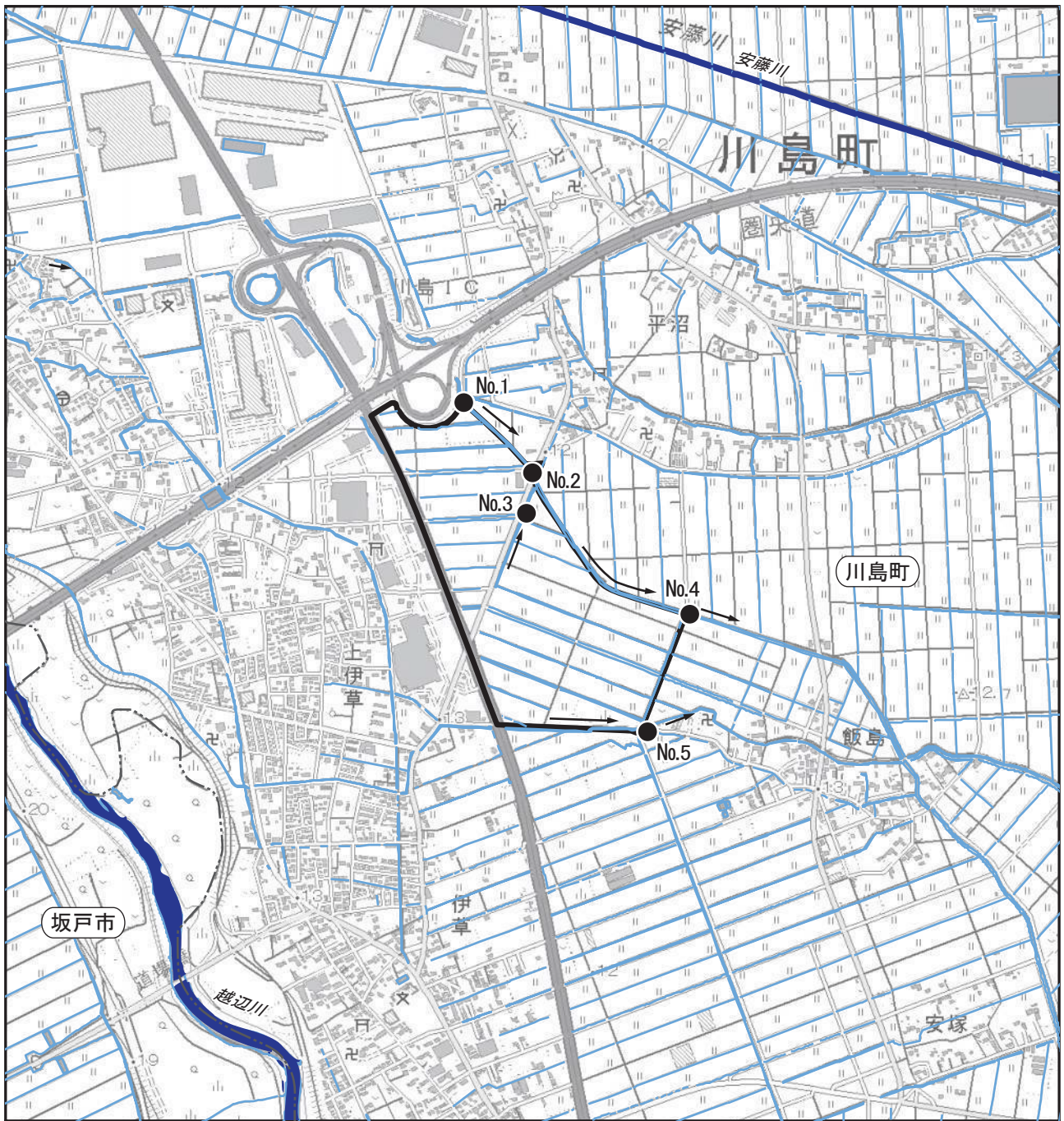
(3) 評価

① 評価方法







水質への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県生活環境保全条例による排水基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 濁水については、仮設水路にて仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。
- ・ 必要に応じて土砂流出防止柵等を設置する。
- ・ 盛土箇所は速やかに転圧等を施す。
- ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 農業用水等
-  : 河川
-  : 流下方向
-  : 水質の調査地点(現地調査)

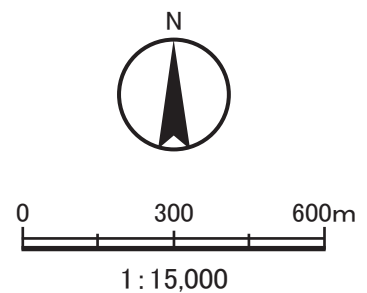


図4-4 水質の調査地点

4.6 水 象

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 河川等の流量、流速及び水位

調査項目は、河川等の位置、形状、流量、流速及び水位とする。

イ. 地下水の水位及び水脈

調査項目は、地下水の分布、水位とする。

ウ. 降水量等の状況

調査項目は、降水量、確率降水量とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、水利用及び水域利用の状況、洪水、土砂災害等の履歴とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

(ア) 河川等の流量、流速及び水位

河川等の位置、形状については、地形図等の既存資料を整理する。

(イ) 地下水の水位及び水脈

地下水の水位等に影響を及ぼす地層・地質の状況については、地形図等の既存資料を整理する。

(ウ) 降水量等の状況

降水量及び確率降水量については、気象観測所の測定データを整理する。

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

水利用及び水域利用の状況、洪水、土砂災害等の履歴については、水利用現況図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

(ア) 河川等の流量、流速及び水位

河川等の流量、流速及び水位について、「水質調査方法」(昭和 46 年環水管第 30 号)に定める方法に基づき測定する。

(イ) 地下水の水位及び水脈

地下水の分布については、ボーリング調査により把握する。また、地下水の水位等については、地下水位の観測井を設置し、水位を測定する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

(ア) 河川等の流量、流速及び水位

調査地域は、計画地及び周辺地域の水路、河川等とする。

(イ) 地下水の水位及び水脈

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

(ウ) 降水量等の状況

降水量等の調査地点は、計画地最寄りの気象観測所である鳩山地域気象観測所とする。

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

調査地域は、計画地及び周辺地域の水路、河川等とする。

イ. 現地調査

(ア) 河川等の流量、流速及び水位

調査地域は、計画地内及び計画地に隣接し、計画地からの雨水排水の放流先となる水路等とする。調査地点は、図 4-5 に示すとおり、これらの水路の 5 地点とする(「4.5 水質」の公共用水域の水質の現地調査地点と同地点)。

(イ) 地下水の水位及び水脈

調査地域は、計画地内とする。調査地点は図 4-5 に示すとおり、地下水位の分布(ボーリング調査)については 6 地点、地下水位の観測井の設置は 5 地点(No.A、No.C~F)とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

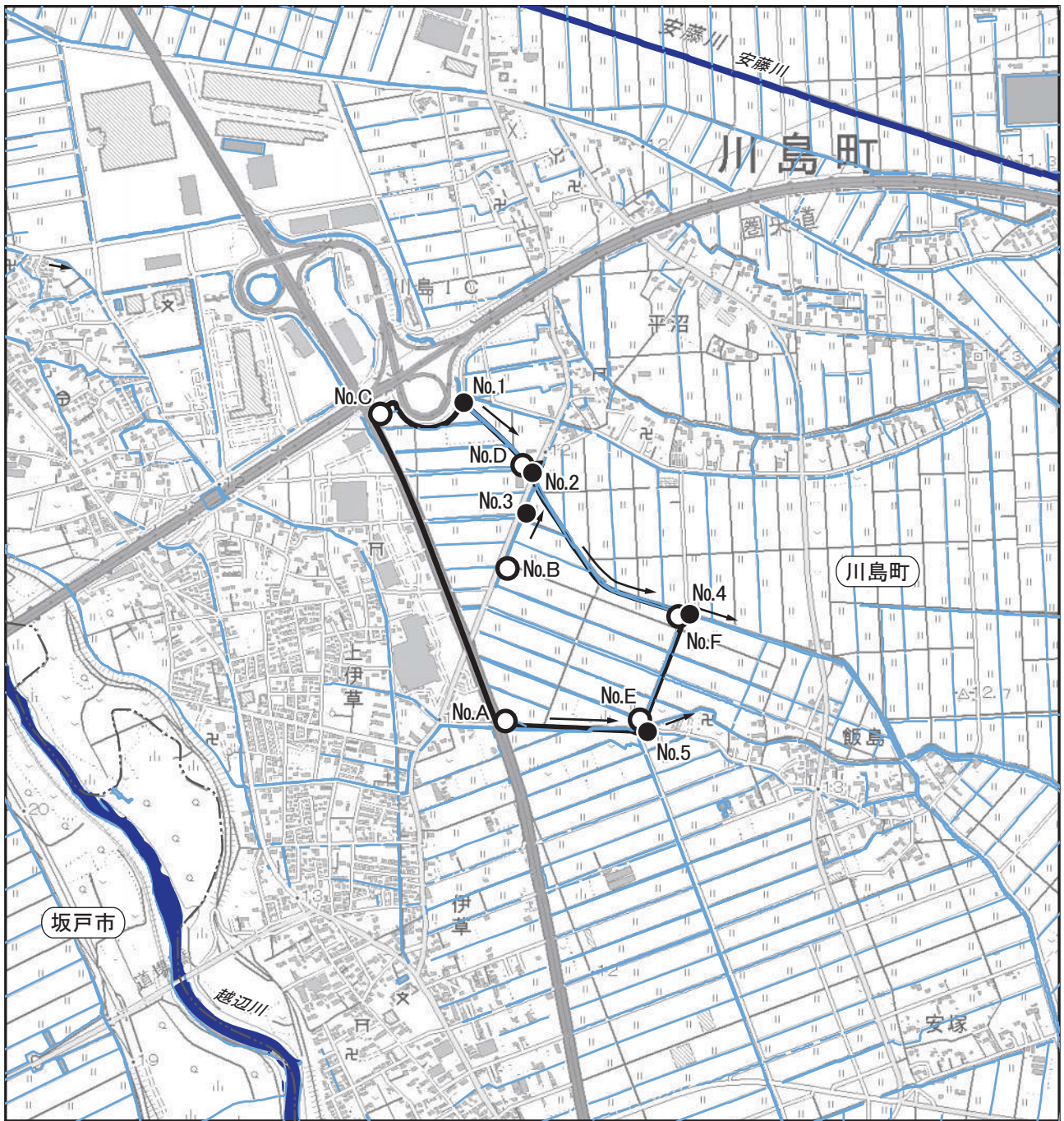
イ. 現地調査

(ア) 河川等の流量、流速及び水位

調査期間・頻度は、通常時に年 3 回、降雨時に年 1 回とする(「4.5 水質」の公共用水域の水質の現地調査と同日)。

(イ) 地下水の水位及び水脈

調査期間・頻度は、水位については豊水期、渇水期、平水期の各 1 回とし、地下水位の分布(ボーリング調査)については年 1 回とする。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 農業用水等
- : 河川
- : 流下方向
- : 水象の調査地点(河川等)現地調査
- : 水象(地下水)調査地点

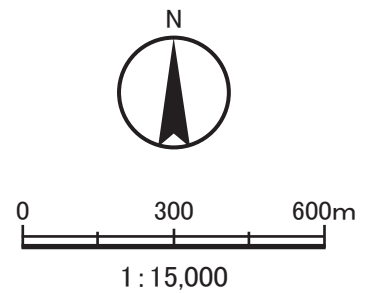


図4-5 水象の現地調査地点

(2) 予 測

① 予測内容

予測項目は、造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位、造成地の存在による地下水の水位等の変化の程度とする。

② 予測方法

事業計画から雨水の浸透能の変化の程度等を明らかにし、類似事例または既存知見に基づく推定により予測を行う。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地及び周辺地域とする。

④ 予測時期等

予測時期は、供用後の進出企業の施設の完成後とする。

(3) 評 価

① 評価方法

水象への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、水象の保全に係る計画や指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図るよう指導していく。

4.7 地盤

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 地盤沈下の状況

調査項目は、地盤沈下の範囲及び沈下量とする。

イ. 地形・地質の状況

調査項目は、地形の状況、地質の状況(表層地質及び軟弱地盤の分布状況等)とする。

ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地下水利用、土地利用の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

(ア) 地盤沈下の状況

地盤沈下の範囲及び沈下量については、埼玉県地盤沈下調査報告書等の既存資料を整理する。

(イ) 地形・地質の状況

地形の状況、地質の状況(表層地質)については、地形図や地形分類図、表層地質図等の既存資料を整理する。

(ウ) その他の予測・評価に必要な事項

地下水利用、土地利用の状況については、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

地質の状況(軟弱地盤の分布状況等)については、ボーリング調査により把握する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

調査地点は、図 4-6 に示すとおり、計画地内の 6 地点とする。

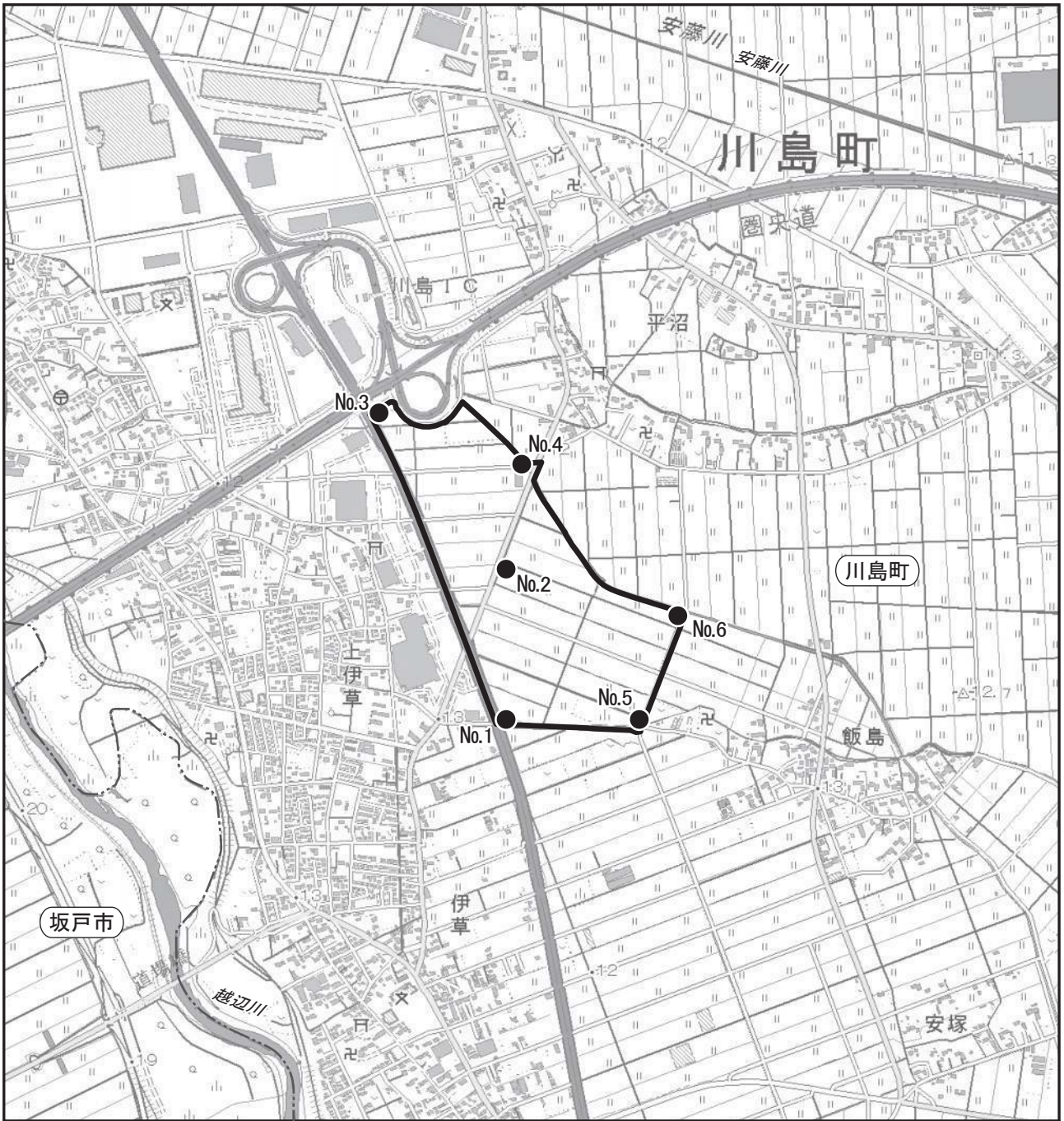
④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、年 1 回とする。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 地盤の現地調査地点

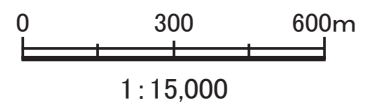


図4-6 地盤の現地調査地点

(2) 予 測

① 予測内容

予測項目は、軟弱地盤上への盛土等による地盤の変形の範囲及び程度とする。

② 予測方法

軟弱地盤上への盛土等による地盤の変形の範囲及び程度については、地質構造、圧密沈下理論式による定量的な予測、または、地盤沈下発生の可能性の有無について調査結果や類似事例等から予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地及び周辺地域とする。

④ 予測時期等

予測時期は、供用時(工事が完了した時期)とする。

(3) 評 価

① 評価方法

地盤への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、地盤の保全に係る計画や指針等により定めた方針や基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 工事中においては、地盤沈下量、変形等を観測する。
- ・ 地盤性状に合わせた適切な工法を選定する。

4.8 動物

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 動物相の状況

調査項目は、生息種及び動物相の特徴とする。

イ. 保全すべき種の状況

調査項目は、埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、その他の貴重種及び地域住民そのほかの人と関わりのある種に留意して抽出して保全すべき種の状況とする。

ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、広域的な動物相及び動物分布の状況、過去の動物相の変遷、地域住民その他の人との関わり方の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

動物相の状況、保全すべき種の状況、その他の予測・評価に必要な事項については、調査地域の動物相に関する既存資料を整理する。

イ. 現地調査

動物相の状況(哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物)、保全すべき種の状況について、現地調査を実施する。

(ア) 動物相の状況

調査地域内を踏査し、出現する動物を記録する。昆虫類等、現地で同定できない場合は、標本として持ち帰り、室内で同定を行う。

現地調査方法の詳細は、表 4-5(1)、(2)に示すとおりである。

表 4-5(1) 動物相の現地調査方法

調査対象	調査方法	
哺乳類	フィールドサイン法	調査範囲内を任意に踏査し、個体の確認に努めるとともに、足跡、糞、食痕などのフィールドサインにおいて種の確認を行う。
	トラップ法*	調査地域内に調査地点を設定し、シャーマンライブトラップを用いてネズミ等の小型哺乳類を捕獲し、種の確認を行う。
	夜間調査	調査範囲内を任意に踏査し目撃のほか、バットディテクターを用いコウモリ類の確認を行う。

注) ※トラップ法については、農閑期にあたる冬季のみ実施する。

表 4-5(2) 動物相の現地調査方法

調査対象	調査方法	
鳥 類	ラインセンサス法	あらかじめ設定したセンサスルート上を時速 1.5～2km で歩行し、センサスルート両側 50m(片側 25m)の範囲内に出現した鳥類の種類、個体数等を記録する。
	定点観察調査	調査範囲を広く見渡せる場所に設定した定点から観察し、出現した鳥類の種類、個体数等を記録する。
	任意観察調査	調査範囲内を任意に踏査し、出現種を記録する(夜間を含む)。
両生・爬虫類	両生類・爬虫類の主な生息環境である水田、水路等の水辺や草地を中心に目視及び鳴き声による任意観察調査を行い、生息種及び生息状況を記録する。また、夜間に調査地域内を任意に踏査する夜間観察調査を行う。	
昆虫類	ライトトラップ法	調査地域内に調査地点を設定し、光に集まるガ類や甲虫類等の昆虫類を捕獲する。
	ベイトトラップ法	調査地域内に調査地点を設定し、地上徘徊性のオサムシ類、ゴミムシ類等を捕獲する。プラスチック製のコップを調査地点の地面に口が開くように埋め、一昼夜放置、誘引用の餌として、腐肉、糖蜜等を用いる。
	ビーティング法	樹上に生息する昆虫類を捕獲するために、棒で樹木の葉や枝を叩き、落下する昆虫を採集する。
	スウィーピング法	草や葉上に生息する昆虫類を捕獲するために、補虫網を草木の間で振り、そこに生息する昆虫を採集する。
	観察調査	目撃や鳴き声等により確認された種を記録する。
魚類	タモ網等による採捕調査及び目視観察により種を記録する。	
底生動物	サーバーネット及びタモ網等により採集し、出現種を確認する。	

(イ)保全すべき種の状況

計画地及び周辺地域において注目すべき種として、主に水田等の耕作地を主体とした環境に依存する種により構成される当地域の動物相に留意して調査を行う。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査地域は、計画地及び周辺地域約 2km 程度の範囲を基本とする。

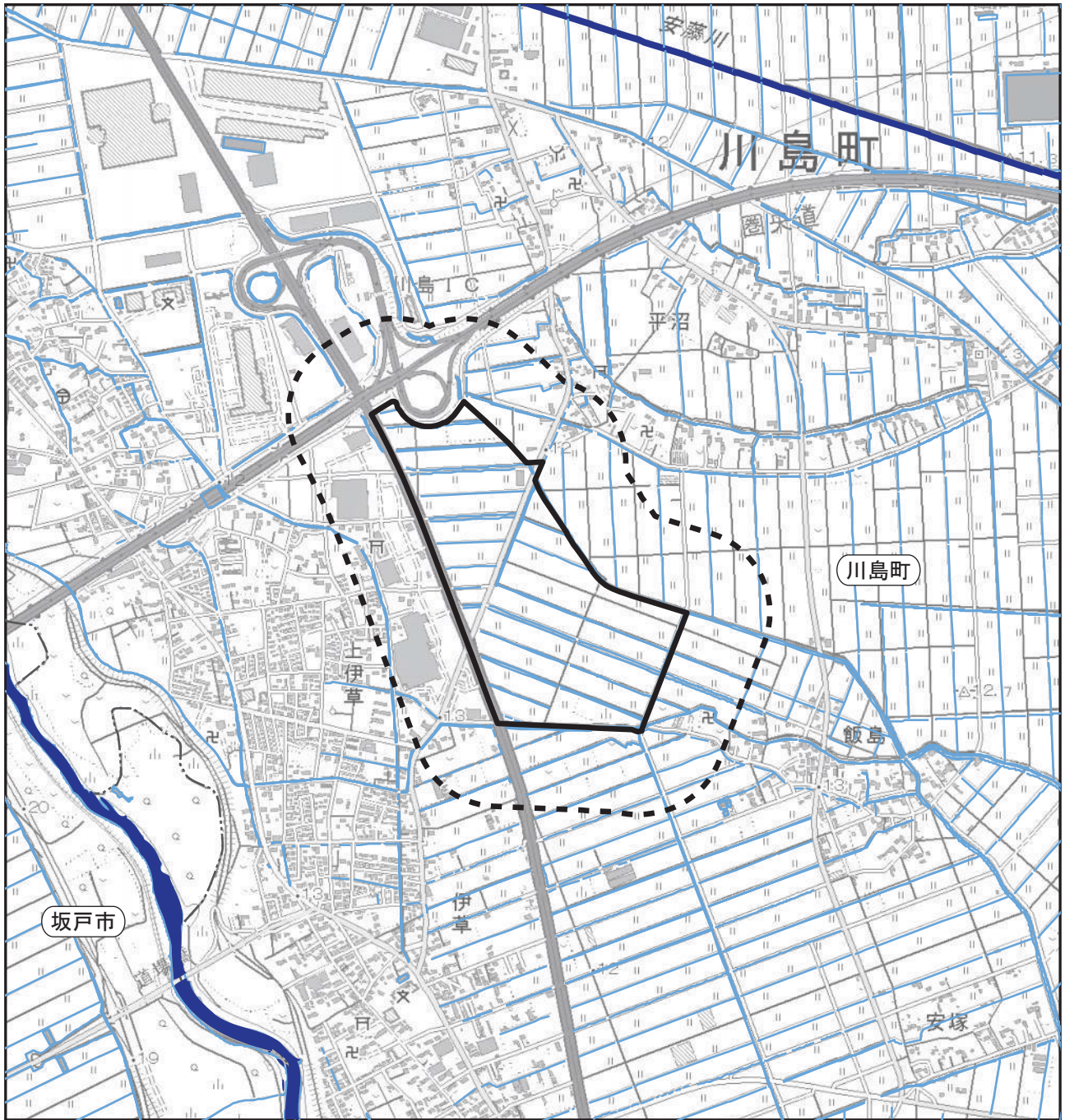
イ. 現地調査

現地調査の調査地域は、図 4-7 に示すとおり、計画地及び周辺地域約 200mの範囲を基本とする。






④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 農業用水等
-  : 河川
-  : 調査範囲 (敷地境界から約200m)

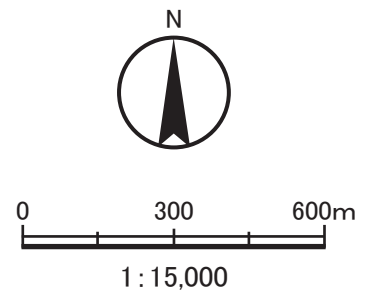


図4-7 動物の現地調査範囲

イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、表 4-6 に示すとおりである。

表 4-6 動物の現地調査の調査期間・頻度

調査項目	調査期間・頻度
哺乳類	春季、夏季、秋季、冬季
鳥類	春季、初夏(繁殖期)、夏季、秋季、冬季
両生・爬虫類	春季、初夏、夏季、秋季
昆虫類	春季、初夏、夏季、秋季
魚類、底生動物	春季、夏季、秋季、冬季

(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度とする。

② 予測方法

本事業の計画による植生及び地形の改変と保全すべき種の生息確認位置との重ね合わせにより予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、工事中及び供用時とする。

(3) 評価

① 評価方法

動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や川島町が環境基本計画等により定めた動物の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 保全すべき動物種については、改変区域外への移動を容易にするなどの環境保全措置を検討し、工事における影響を軽減する。
- ・ 夜間工事の際の照明等による影響の軽減を必要に応じて検討する。
- ・ 工事中に発生する濁水の流出防止対策を実施し、下流域の生物への影響を低減する。
- ・ 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑地の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。

4.9 植 物

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 生育種及び植物相の特徴

調査項目は、シダ植物以上の高等植物を対象に植物の生育種、植物相の特徴とする。

イ. 植生の状況

調査項目は、群落の特徴と分布の状況とする。

ウ. 植生の基盤となる土壌の状況

調査項目は、土壌の生産性等とする。

エ. 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

調査項目は、埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、その他の貴重種及び地域住民その他の人と関わりのある種に留意して抽出した保全すべき種等の状況とする。

オ. 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

調査項目は、保全すべき種及び群集が確認された場所の生育環境の特徴とする。

カ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、広域的な植物相及び植生の状況、過去の植生の変遷、地域住民その他の人との関わりの状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

生育種及び植物相の特徴、植生の状況、植生の基盤となる土壌の状況、その他の予測・評価に必要な事項等については、調査地域の植物相に関する既存資料を整理する。

イ. 現地調査

(ア) 生育種及び植物相の特徴

調査地域内を踏査し、出現するシダ植物以上の高等植物を記録する方法とする。なお、現地で確認できない場合は、標本として持ち帰り室内で同定を行う。

(イ) 植生の状況

主要な植物群落に調査地点を設定し、ブラウーンブランケ法の全推定法による群落コードラート調査を行う。

(ウ) 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

保全すべき種の生育状況及び保全すべき群落の成立状況として、分布や個体数等について調査する。

(工) 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

保全すべき種及び群集が確認された場所の生育環境の特徴を調査する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査地域は、計画地及び周辺地域約 2km 程度の範囲を基本とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査地域は、図 4-8 に示すとおり、計画地及び周辺地域約 200m の範囲を基本とする。

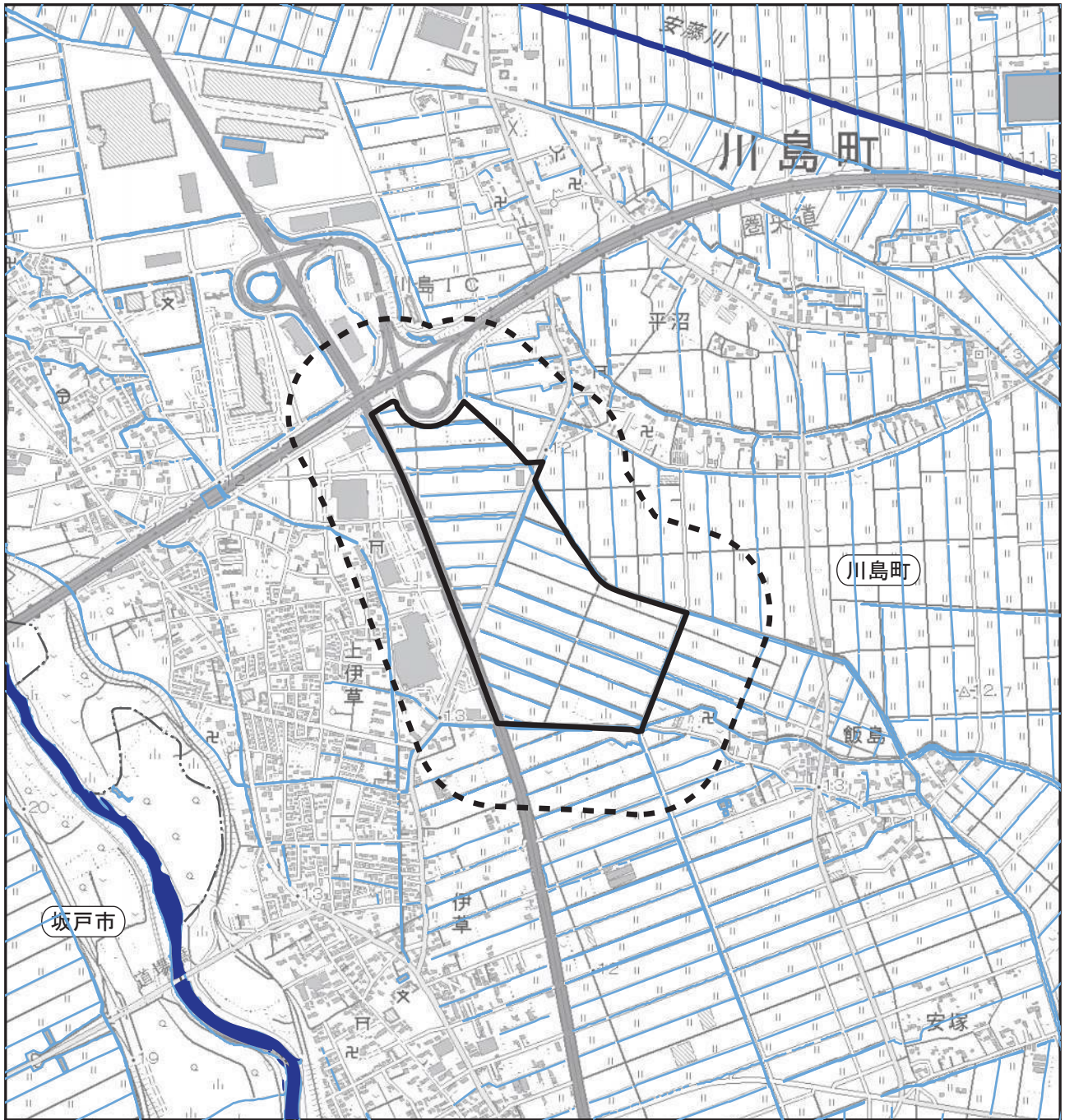
④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査






既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

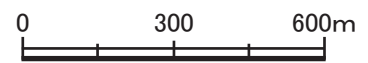
イ. 現地調査

植物相調査の調査期間・頻度は、早春季、春季、夏季、秋季の 4 回、植生調査は夏季、秋季の 2 回とする。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 農業用水等
-  : 河川
-  : 調査範囲 (敷地境界から約200m)



1:15,000

図4-8 植物の現地調査範囲

(2) 予 測

① 予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度、植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度とする。

② 予測方法

本事業の計画及び現存植生図、生育確認位置と調査結果との重ね合わせにより予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、造成等の工事の影響が最大となる時期及び供用時とする。

(3) 評 価

① 評価方法

植物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や川島町が環境基本計画等により定めた植物の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 保全すべき植物種については、必要に応じて移植などの環境保全措置を検討する。
- ・ 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。

4.10 生態系

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定

地形、地質、土壌、水系、植生等に基づく環境単位を設定し、環境単位ごとの動物、植物の種の構成、環境単位相互の関係及び周辺環境との関係を調査する。

イ. 地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出

上位性、典型性、特殊性の視点から、地域を特徴づける生態系の指標となる着目種を抽出する。

ウ. 着目種の生態

調査項目は、抽出した着目種の一般的な生態や行動圏、利用密度等とする。

エ. 着目種と関係種(着目種の生息・生育に関係する種)との関係

調査項目は、食物連鎖の関係等とする。

オ. 着目種及び関係種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況

調査項目は、地形、地質、土壌、水系等の環境とする。

② 調査方法

「4.6 水象」、「4.8 動物」、「4.9 植物」等の現況調査結果を整理することを基本とし、生態系の基盤となる環境を類型区分し、各類型区分に依存する調査地域を特徴付ける動植物(典型性、上位性、特殊性)の生息・生育状況から生態系の特徴を把握する方法とする。

③ 調査地域・地点

調査地域は、「4.8 動物」及び「4.9 植物」の調査範囲と同様に、計画地及び周辺地域約200mの範囲を基本とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間・頻度は、「4.8 動物」及び「4.9 植物」の現況調査の調査期間・頻度と同様とする。

(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度とする。

② 予測方法

本事業の計画による植生及び地形の改変と動物、植物の生息・生育確認位置との重ね合わせにより得た情報をもとに予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、工事中及び供用時とする。

(3) 評価

① 評価方法

生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や川島町が環境基本計画等により定めた動物・植物・生態系の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 保全すべき動物種については、改変区域外への移動を容易にするなどの環境保全措置を検討し、工事における影響を軽減する。
- ・ 保全すべき植物種については、必要に応じて移植するなどの環境保全措置を検討する。
- ・ 工事に伴う騒音、振動及び夜間工事の際の照明等による影響の軽減を必要に応じて検討する。
- ・ 工事中に発生する濁水の流出防止対策を実施し、下流域の生物への影響を低減する。
- ・ 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。

4.11 景 観

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 景観資源の状況

調査項目は、自然的景観資源の位置、種類、特徴等とする。

イ. 主要な眺望地点の状況

調査項目は、不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性とする。

ウ. 主要な眺望景観

調査項目は、主要な眺望地点における主な眺望の方向、眺望の構成要素の状況(工作物、水田及び畑地等の耕作地等)とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

景観資源の位置、種類、規模、特徴等については、観光パンフレット、地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

主要な眺望地点の位置(計画地からの距離や方角)、利用状況については、観光パンフレット等の既存資料を整理する。

地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用の状況の調査は、地形図、地質図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

(ア) 景観資源の状況

現地踏査により、眺望の対象となっている景観資源の状況を把握するとともに、景観写真の撮影を行う。

(イ) 主要な眺望地点の状況

現地踏査により、主要な眺望地点の利用状況、眺望特性を把握する。

(ウ) 主要な眺望景観

主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、眺望の構成要素の状況、計画地の見え方等を整理する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

調査地域は、計画地敷地境界から 1km 程度の範囲を目安とする。1km の範囲に隣接し景観資源等が分布する場合は、適宜範囲を広げる。

イ. 現地調査

(ア) 景観資源の状況

計画地内とする。

(イ) 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

計画地の周辺は平坦な地形を呈しており、計画地を可視できる地域はひらけた耕作地、歩道、公園や眺望の良い建築物、計画地の近隣地域に限られる。また、計画地の北側には、圏央道及び既存の建築物により計画地方向の眺望が広範囲で遮られていることから、調査地域は計画地敷地境界から約 1km 程度の範囲を目安とする。

主要な眺望地点として写真撮影を行う調査地点は、図 4-9 に示す 8 地点とする。なお、現地調査により約 1km の範囲に隣接し景観の眺望地点が位置する場合は、適宜範囲を広げる。

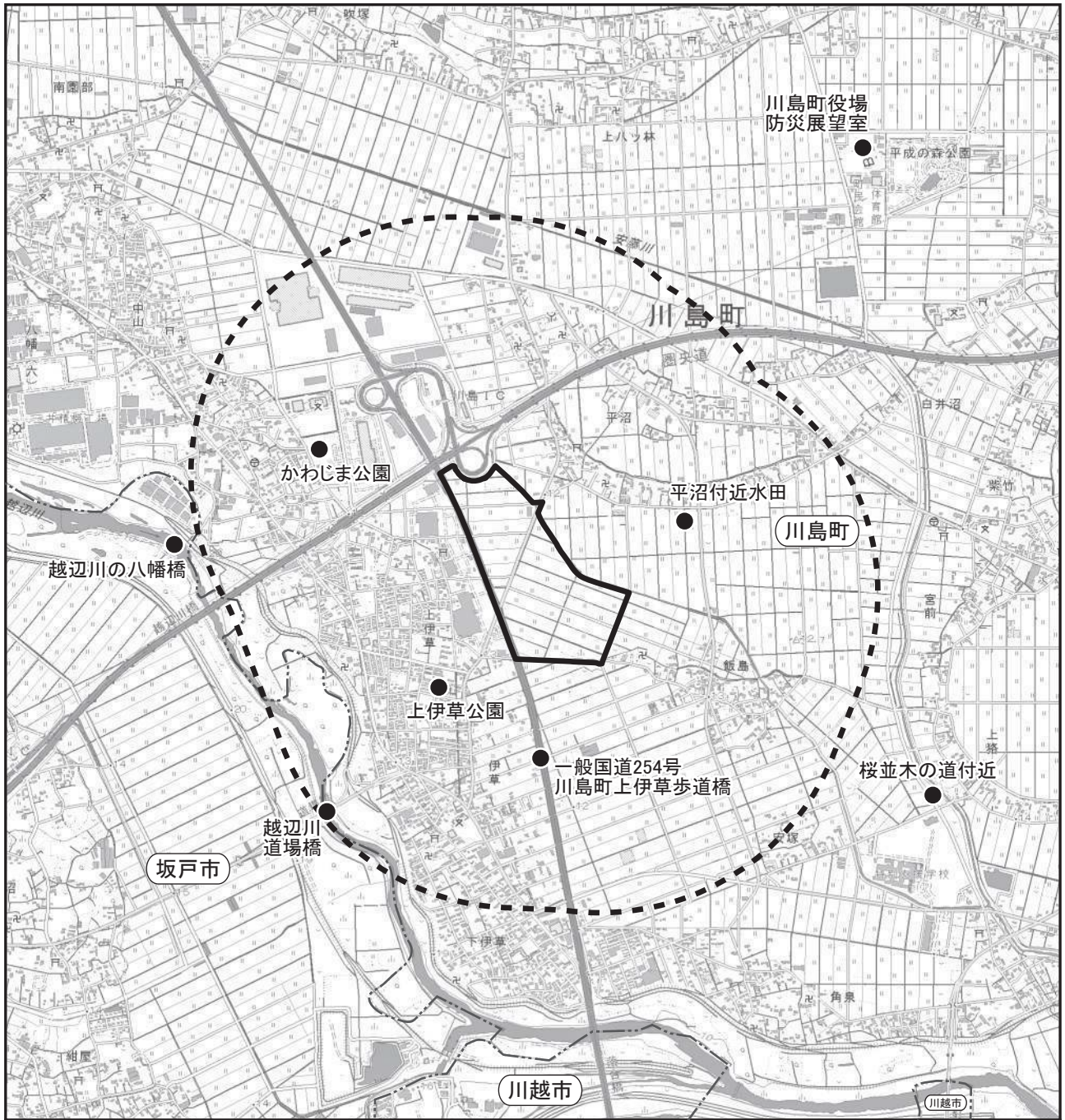
④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査





既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間及び頻度は、春季、夏季、秋季、冬季の各 1 回とする。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 景観調査地点
-  : 調査範囲(敷地境界から1km)

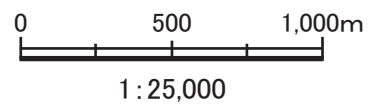


図4-9 景観の現地調査地点

(2) 予 測

① 予測内容

ア. 景観資源の状況

予測項目は、景観資源の消滅のおそれの有無または改変の程度とする。

イ. 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

予測項目は、造成地の存在及び施設が存在による眺望景観の変化の程度とする。

② 予測方法

ア. 景観資源の状況

本事業の計画と景観資源の調査結果との重ね合わせにより予測を行う。

イ. 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行う。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、供用後の進出企業の施設の完成後（植栽が安定した時期）とする。

(3) 評 価

① 評価方法

景観への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県景観計画等に示されている景観の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

・ 進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。

4.12 自然とのふれあいの場

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

調査項目は、自然とのふれあいの場の分布及び周辺環境等の状況とする。

イ. 自然とのふれあいの場の利用状況

調査項目は、自然とのふれあいの場の利用状況とする。

ウ. 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

調査項目は、自然とのふれあいの場への主な交通手段、交通手段の経路周辺の環境条件とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、周辺地域の土地利用の状況、交通網の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

自然とのふれあいの場の分布、利用状況、自然とのふれあいの場への主な交通手段、周辺地域の土地利用の状況及び交通網の状況については、観光ガイドや地形図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

(ア) 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

自然とのふれあいの場の利用範囲、構成要素(自然、利用施設)の内容・特性、背景となる周辺環境の状況について、現地踏査により確認し、記録・整理する。

(イ) 自然とのふれあいの場の利用状況

自然とのふれあいの場の利用状況については、現地踏査により確認し、記録・整理する。

(ウ) 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

自然とのふれあいの場への主な交通手段の経路周辺の環境条件については、現地踏査により確認し、記録・整理する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

調査地域は、計画地周辺地域 1km 程度の範囲を目安とする。なお、1km の範囲に隣接して自然とのふれあいの場が分布する場合は、適宜範囲を広げる。

イ. 現地調査

調査地域・地点は、計画地周辺地域 1km 程度の範囲とした。調査地点は図 4-10 に示すとおり、公園等の 3 地点及びサイクリングコース、ウォーキングコースとする。

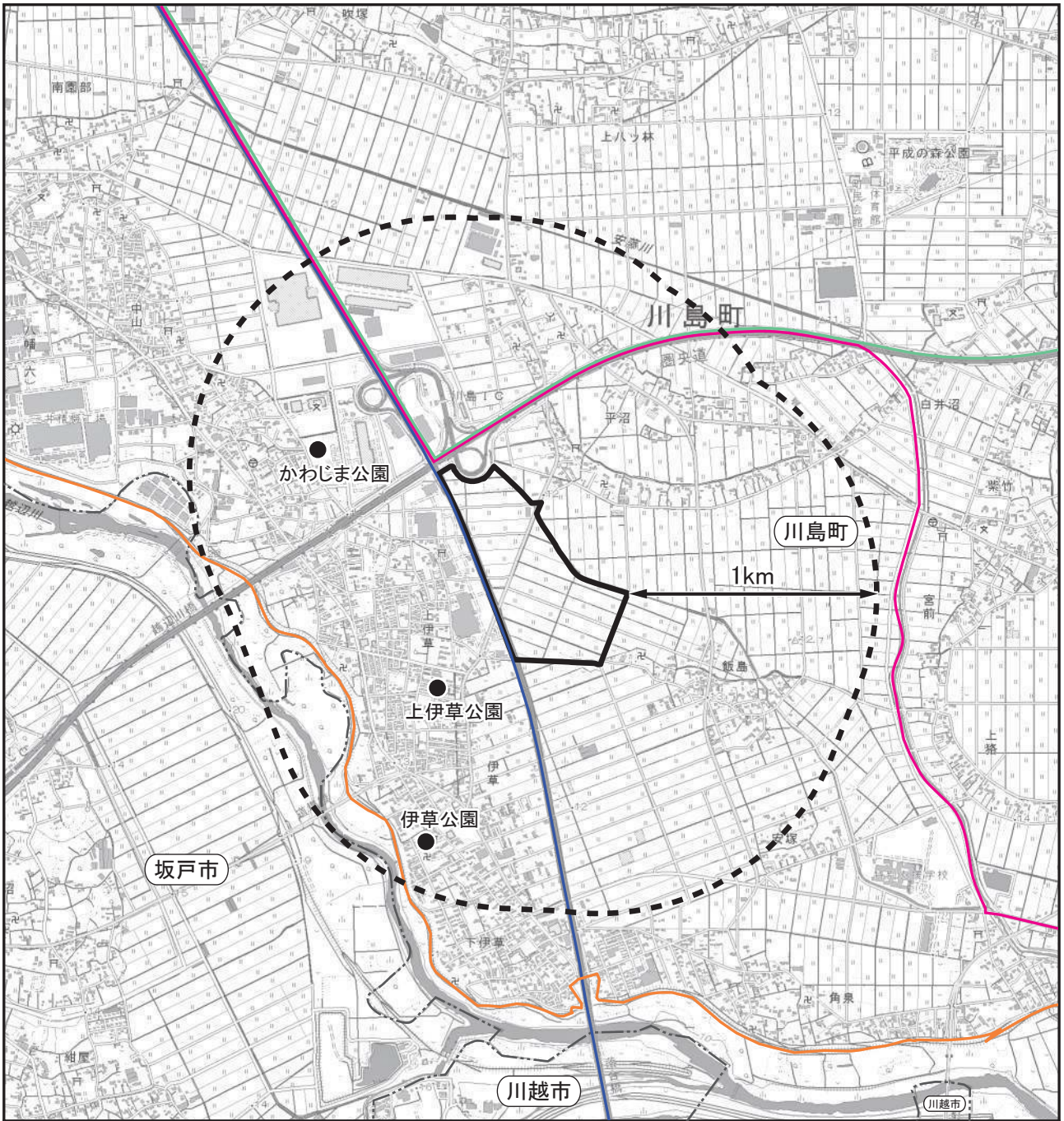
④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、花の開花及び新緑の時季であり、気候等がサイクリング及び屋外活動に適した春から初夏の間の 1 回とする。



凡例



:計画地



:市町界



:既存資料調査範囲
(敷地境界から1km)



:自然とのふれあいの場の調査地点

【ウォーキングコース】

— :かわじまはるかぜウォーク

【サイクリングコース】

— :河川を巡るルート

— :川島の桜を巡るルート

— :遠山記念館を巡るルート



1:25,000

図4-10 自然とのふれあいの場の調査地点

(2) 予 測

① 予測内容

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

予測項目は、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度とする。

イ. 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

予測項目は、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度とする。

② 予測方法

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

工事計画及び工事中の他の項目の予測結果と自然とのふれあいの場の現況調査結果との重ね合わせにより、定性的に予測する。

イ. 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

事業計画及び供用時の他の項目の予測結果と自然とのふれあいの場の現況調査結果との重ね合わせにより、定性的に予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

造成工事の最盛期とする。

イ. 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

(3) 評価

① 評価方法

自然とのふれあいの場への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や川島町が環境基本計画等により定めた自然とのふれあいの場の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画地内に公園・緑地等を整備する。

イ. 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

- ・ 進出企業に対し、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。

4.13 日照阻害

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 日影の状況

調査項目は、各季節において日影となる時刻、時間数とする。

イ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況の調査は、地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

日影となる時刻、時間数については、太陽の方位角、高度角に基づき机上検討により把握する。

イ. 現地調査

現地踏査により、地形、工作物の状況等を把握する。

③ 調査地域・地点

調査地域は、日影の影響が生じる可能性のある計画地及び周辺地域とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

日影となる時刻、時間数については、春分、夏至、秋分及び冬至の日の4時点における机上検討とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、1回とする。

(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、周辺の住宅及び学校等への日影の変化の程度とする。

② 予測方法

事業計画、類似事例または既存知見に基づく推定により予測を行う。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、供用後の各進出企業の施設の完成後における春分、夏至、秋分及び冬至の日の4時点とする。

(3) 評価

① 評価方法

日照への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、日影規制等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

・ 日影による住居への影響が低減されるよう、各立地企業に対する、建物高さや壁面位置等について検討する。

4.14 廃棄物等

(1) 予測

① 予測内容

ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

予測項目は、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とする。

イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

予測項目は、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とする。

ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

予測項目は、水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況とする。

② 予測方法

ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

進出予定企業の業種及び配置、建築計画等を想定し、既存資料の建設廃棄物の排出原単位等を用いて廃棄物の種類及び種類ごとの排出量予測を行う。また、廃棄物の排出抑制の状況については、関連資料を整理する。

イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

供用後の進出企業の業種及び施設の規模や事業規模等を想定し、既存資料の業種別の廃棄物排出原単位等を用いて廃棄物の種類及び種類ごとの排出量予測を行う。また、廃棄物の排出抑制の状況については、関連資料を整理する。

ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

給水計画や雨水の処理・再使用計画、排水の処理計画等の事業計画を整理し、定性的に予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地内とする。

④ 予測時期等

ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

進出予定企業の施設の建設工事の期間中とする。

イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

(2) 評価

① 評価方法

廃棄物等による影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や川島町の廃棄物等に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

- ・ 造成等の工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

- ・ 施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進などの適正処理に努めるよう指導する。

ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

- ・ 進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導する。

4.15 温室効果ガス等

(1) 予 測

① 予測内容

ア. 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響

予測項目は、二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況とする。

ウ. 造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、二酸化炭素の吸収源及び吸収量の減少の状況とする。

エ. 施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、温室効果ガスの種類ごとの排出量及び排出量削減の状況とする。

オ. 自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況とする。

② 予測方法

ア. 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響

二酸化炭素の排出量については、工事計画から建設機械の種類、稼働台数を設定し、既存資料の燃料消費量の原単位や二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響

二酸化炭素の排出量については、工事計画等から車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

ウ. 造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

二酸化炭素の吸収源及び吸収量の減少の状況については、現況の土地利用の状況から二酸化炭素の吸収源の有無を明らかにするとともに、工事計画や土地利用計画等を整理し、二酸化炭素の吸収源の改変面積や二酸化炭素の吸収原単位等を用いて予測する。

エ. 施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響

温室効果ガスの排出量については、進出予定企業の業種等を想定してエネルギー消費量等の活動量を設定し、温室効果ガスの排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

オ. 自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響

進出予定企業の業種等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

③ 予測地域・地点

建設機械の稼働、造成等の工事及び施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響については、計画地内とする。

資材運搬等の車両の走行及び供用時の自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響については、計画地及び車両の走行範囲とする。

④ 予測時期等

建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響については工事期間中、施設の稼働及び供用時の自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響については供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

(2) 評価

① 評価方法

温室効果ガスによる影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や川島町の温室効果ガスに係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

イ. 資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

ウ. 施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。
- ・ 計画地内に緑地を配置するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努める。

エ. 自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 関連車両のアイドリングストップを徹底するよう、進出企業に指導する。
- ・ 関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう、進出企業に指導する。

第 5 章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。

既存資料の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第 4 条第 3 項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺 3km とし、川島町、坂戸市、川越市、東松山市（以下、「関係市町」という。）を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。計画地及びその周囲の社会的、自然的状況の概況は、表 5-1(1)～(2)、5-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 5-1(1) 地域の概況(社会的状況)

項目		計画地及び周辺地域の概況
人口及び産業の状況	人口	計画地が位置する川島町の令和 2 年 10 月における人口は 19,460 人であり、平成 2 年から横ばい傾向である。関係市町の中で最も人口が多いのは川越市で、平成 2 年から令和 2 年まで増加傾向で推移している。その他の市町では、坂戸市及び東松山市は、横ばい傾向である。
	産業	川島町では製造業の割合が最も高く、その他の関係市町では坂戸市及び東松山市は製造業、川越市は卸売業・小売業の割合が最も高い。
土地利用の状況	地目別土地利用	川島町の地目別土地利用面積は田が最も多く、全体の 47.9% を占めている。次いで、畑が 28.1%、宅地が 18.6% となっており、農地の面積が大きい。その他の関係市町については、坂戸市、川越市及び東松山市では、宅地の割合が最も多くなっている。
	土地利用計画の状況	計画地及び周辺は、主に市街化調整区域であり、計画地は全域が市街化調整区域、農用地区域に指定されている。一方、計画地の北側に位置する圏央道川島インターチェンジの周辺及び計画地西側を隣接して走る一般国道 254 号と一級河川越辺川の間には、市街化区域、市街化調整区域に指定されている地域が広がっている。 また、計画地は、農業振興地域内に位置しており、農用地区域(田)に指定されている。
河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況	河川及び湖沼の分布	計画地周辺には、計画地の西側を一級河川越辺川が南北に、南側を一級河川入間川が東西に流れている。越辺川は、支川の大谷川や小畔川が流入した後、計画地の南東で入間川に合流する。また、計画地の北側から南東方向には一級河川安藤川が流れており、計画地の南東で入間川に合流している。
	上水道	川島町の水道普及率は 99.9% である。
	農業用水	計画地は主として水田及び畑地等の耕作地として利用されており、計画地及び周辺には、農業用水路が張り巡らされている。 「環境総合計画」によると、川島町の地形は北西に高く南東に低くなっており、主な農業用水は都幾川、越辺川などから取水され、下流の出丸地区で入間川、荒川に排水されている。
	内水面漁業	計画地周辺を流れる荒川、入間川、越辺川等において、漁業権が設定されている。免許番号は共第 2 号及び共第 3 号である。
	地下水の利用状況	川島町の地下水採取量は、平成 28 年まで減少傾向であったが、平成 29 年から水道用としての利用が大幅に増加している。なお、地下水の用途は、4 市町とも水道用としての利用が最も多い。
交通の状況	主要交通網	計画地周辺では、計画地の北側に隣接して圏央道が東西に、計画地の西側には隣接して一般国道 254 号が南北に走り、圏央道と一般国道 254 号との交差点には、圏央道川島インターチェンジが位置している。圏央道の埼玉県内の区間は、平成 27 年 10 月に全線開通している。 このほか、計画地周辺では、東側を一般県道平沼中老袋線が、西側から計画地内を通過して北東方向へ主要地方道鴻巣川島線が走っている。
	道路交通量	交通量が最も多かったのは、計画地北側を走る一般国道 468 号(圏央道)で、昼間 12 時間自動車交通量が合計 16,036 台、24 時間自動車交通量が合計 21,710 台であった。

表 5-1(2) 地域の概況(社会的状況)

項目	計画地及び周辺地域の概況	
学校、病院 その他の環境 保全につい ての配慮が 特に必要 な施設及び 住宅の分 布状況	環境保全 について の配慮が 必要な施 設	計画地から最も近い環境保全についての配慮が必要な施設としては、計画地の西側約 300m に「町立さくら保育園」がある。
	住宅の分 布状況	計画地及び周辺においては、計画地西側を走る一般国道 254 号と一級河川越辺川の間第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域に指定された地域が分布し、それぞれの地域に主に低層の住宅が分布している。
下水道、し 尿処理及 びごみ処 理施設の 整備の状 況	下水道	川島町の下水道普及率は、51.0%となっている。 なお、「埼玉の下水道 2019」(埼玉県)によると、計画地は荒川右岸流域下水道の計画処理区域に含まれている。
	し尿処理	川島町では、平成 30 年度のし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は 5,813kL となっている。 川島町の平成 26 年度～平成 30 年度のし尿処理量の推移をみると、減少傾向で推移している。一方、浄化槽汚泥が占める割合は、平成 29 年度まで増加傾向であるが平成 30 年度は前年より減少している。
	ごみ処理	川島町のごみ処理量は、平成 26 年度以降は減少傾向にあり、1 人 1 日あたりの排出量も過去 5 年では減少している。なお、川島町のし尿処理施設及びごみ処理施設である「川島町環境センター」は、計画地の南東約 3.0km に位置している。
法令による 指定及び 規制など の状況	大気汚染	「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域の指定等がある。
	水質	「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「下水道法」に基づく特定事業場及び除害施設からの下水の排除基準等がある。
	騒音	「環境基本法」に基づく環境基準、「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準、自動車騒音の要請限度及び特定工場等に係る騒音の規制基準等がある。
	振動	「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準等がある。
	土壌汚染	「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準がある。
	地盤沈下	「埼玉県生活環境保全条例」による地下水の採取を規制する地域等がある。
	悪臭	「悪臭防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準等がある。
	景観	埼玉県では、「景観法」に基づき、「埼玉県景観条例」を制定し、「埼玉県景観計画」を策定し景観形成に関する方針を定めており、川島町、坂戸市及び東松山市は全域が特定課題対応区域に指定されている。
	廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。
	地球温暖化	「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、特定排出者に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。 また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」においては、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務付けに加え、電気の需要の平準化に資する措置に関する指針が制定されている。 埼玉県では、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」を制定し将来像として「脱炭素社会」及び「気候変動に適応した持続可能な社会」の実現を目指すこととしている。
	自然関係 法令等	計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)等に指定されている。

表 5-2(1) 地域の概況(自然的状況)

項目	計画地及び周辺地域の概況	
気象、大気質、騒音、振動などの状況	気象	計画地の最寄りの気象観測所である鳩山地域気象観測所における、令和2年の年間降水量は1,412.0mm、日平均気温は15.3℃、最高気温は40.2℃、最低気温は-7.4℃、年間の日照時間は1,971.2時間、過去10年間の年間降水量は1,092.0～1,720.5mm、年平均気温は14.1～15.5℃、日照時間は1,945.2～2,246.8時間を記録している。計画地最寄りの一般大気常時監視測定局である川越市川越測定局における令和2年の年間最多風向は北西、平均風速は1.8m/s、過去10年間においては、年間最多風向は北北西～北西、平均風速は1.8～2.1m/sを記録している。
	大気質	計画地周辺の大気汚染常時監視測定局としては、一般大気環境測定局の川越市川越測定局及び坂戸測定局、自動車排出ガス測定局の川島自排局がある。令和元年度の二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質については環境基準を達成している。非メタン炭化水素については、「炭化水素に係る指針」を未達成である。 なお、埼玉県における平成30年度の公害に関する苦情件数のうち、大気汚染に関する件数は998件となっている。
	騒音	自動車騒音の面的評価では計画地西側を南北に走る一般国道254号(評価区間番号:2015-17070-1)で、基準値の超過が多くみられる。 また、埼玉県における平成30年度の公害に関する苦情件数のうち、騒音に関する件数は933件となっている。
	振動	計画地周辺における道路交通振動の測定結果は要請限度を下回っている。 なお、埼玉県における平成30年度の公害に関する苦情件数のうち、振動に関する件数は147件となっている。
水質、底質、水象等の状況	水質	計画地周辺では、越辺川及び入間川の落合橋で国土交通省荒川上流河川事務所により水質測定が行われている他、隣接する坂戸市では市内河川のBODを測定している。平成30年度の荒川上流河川事務所による水質測定結果は、越辺川落合橋のBOD、大腸菌群数、入間川落合橋のpH、DO、大腸菌群数で環境基準に適合していない値がみられるが、それ以外の項目は環境基準に適合している。 平成30年度の地下水調査結果では、川越市において砒素が環境基準を超過している地点がみられる。 なお、埼玉県における平成30年度の公害に関する苦情件数のうち、水質汚濁に関する件数は231件となっている。
	底質	水銀及びPCBについて、「底質の暫定除去基準」により底質に暫定除去基準が定められており、越辺川、入間川の両調査地点の各項目とも基準値を下回っている。
	水象	計画地周辺では、計画地西側を一級河川の越辺川が南北に、南側には一級河川の入間川が東西に流れている。越辺川は、計画地の南東で入間川に合流する。また、計画地及び周辺には越辺川から取水している農業用水路が張り巡らされており、計画地の北側から南東方向にかけて流れる安藤川に流入している。なお、安藤川は荒川水系の一級河川であり、計画地の南東で入間川に合流する。
土壌及び地盤の状況	土壌	埼玉県では、農用地の土壌汚染状況を把握するため、銅、砒素及びカドミウムについて5年1巡で調査が行われており昭和54年～令和元年度までの結果では各項目とも土壌の汚染に係る環境基準に適合している。 また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の常時監視測定では、令和元年度の関係市の調査地点における一般環境把握調査結果は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準に適合している。 計画地の表層土壌の分布状況は、主に細粒グライ土壌の「山田統」が分布している。 なお、埼玉県における平成29年度の公害に関する苦情件数のうち、土壌汚染に関する件数は8件となっている。
	地盤	平成27年～令和2年の過去5年間の地盤標高の変動量は-3.4～-12.7mmであり、平成31年から令和2年の変動量は、+0.5～+3.5mmとなっている。 なお、埼玉県における平成30年度の公害に関する苦情件数のうち、地盤沈下に関する件数は1件となっている。
の地形及び地質	地形の状況	計画地及び周辺は、河川に囲まれた低地で広く三角州が広がっており、周辺の河川沿いには自然堤防が分布している。また、計画地からやや離れた南西側一帯には火山灰台地が広がっている。
	地質の状況	計画地及び周辺は、主に三角州が広がる一帯と河川沿いの自然堤防では未固結堆積物の泥等が分布している。また、計画地からやや離れた南西側の火山灰台地が広がる一帯は、火山性堆積物のロームが分布している。

表 5-2(2) 地域の概況(自然的状況)

項目		計画地及び周辺地域の概況
動物の生息、植物の生育、植生及び生態系の状況	動物	<p>「川島町史地誌編」(以下町史と呼称)によると、川島町で記録のある動物として、哺乳類 9 種、鳥類 70 種、爬虫類 6 種、両生類 4 種、魚類 30 種、昆虫類 496 種、クモ類 32 種が記載されている。確認種の多くは、一般的に確認される種である。一方で、外来種の生息も確認されており、「川島町環境保全条例」により魚類のオオクチバス、ブルーギル等の対策が行われている。</p> <p>このほか、計画地周辺の動物調査として、「河川水辺の国勢調査」、「自然環境保全基礎調査」がある。なお、「河川水辺の国勢調査」については、平成 10～13 年度の結果が「町史」に含まれている。</p> <p>計画地及びその周辺で確認された動物種のうち、貴重な動物種としては国の天然記念物のシラコバトが確認されている。計画地の西側から南側を流れる越辺川では、「河川水辺の国勢調査」が実施されており、鳥類調査ではカモ類の集団分布地が確認されている。この場所は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」で準絶滅危惧 1 型 (NT1) に指定されているコハクチョウ飛来地としても知られている。</p> <p>また、「自然環境保全基礎調査」によると、川島町内の 2 か所の竹林等でサギ類の集団ねぐらが確認されている。</p>
	植物	<p>計画地は主に水田雑草群落であり、計画地周辺東側には水田雑草群落が広がる中に緑の多い住宅地が分布している。一方、計画地の西側から南側の越辺川左岸の堤内地には、主に市街地と緑の多い住宅地が分布している。なお、越辺川沿いにはクヌギ群落 (VI)、ヤナギ低木群落 (VI)、ヨシクラス、オギ群集、牧草地等がみられる。</p> <p>「町史」によると、川島町で確認記録がある植物は、123 科 736 種である。</p> <p>「町史」に記載されている「川島の植物一覧」のうち、「埼玉県レッドデータブック植物編 2011」で絶滅危惧 I A 類 (CR) 指定種では、オキナグサとキキョウの 2 種が確認されている。</p> <p>また、「埼玉県レッドデータブック植物編 2011」によると、埼玉県の希少な植物群落のうち川島町に分布するものとして、低層湿原・艇水植物群落の「コツブヌマハリイ群落」、浮葉植物群落の「ヒシ群落」があげられている。</p> <p>また、計画地及び周辺地域における巨樹及び巨木林は 2 件確認されている。</p>
	生態系	<p>計画地は平坦な地形で、主に水田からなる農地となっており、計画地周辺の北東から東側一帯にも水田が広がっている。</p> <p>計画地及び周辺の生態系の代表的な基礎生産者は、水田雑草群落で、これらの環境を反映し一次消費者としてバッタ類等の昆虫類、二次消費者として小鳥類やカエル類、高次消費者としてカラス類やサギ類等の農耕地にみられる鳥類、ホンドタヌキ、ホンドイタチ等の哺乳類、カエル類を餌とするヘビ類等の生息が推測される。また、農業用水路等には、ギンブナ、ドジョウ、ギンヤンマ、カワニナ等の水生生物の生息が推測され、水生植物、付着藻類を基礎生産とする生態系が成立しているものと推測される。</p> <p>生態系上位性種としては、大型鳥類、ホンドタヌキやイタチ等の哺乳類があげられる。計画地及び周辺の生態系は、水田及び水域を主体に成立していると推測される。</p>
景観、自然とのふれあいの場	景観	<p>計画地周辺の景観資源は、計画地東側一帯に広がる水田及び畑地等の耕作地、河川沿いの緑地といった自然的要素と、計画地北～西側の道路、インターチェンジの構造物や商業施設及び市街地といった人工的要素が混在している。計画地最寄りの景観資源としては、県の景観資源データベースシステムに登録されている「越辺川の八幡橋」があり、平成 20 年に「彩の国景観賞」の「心にうるおい部門」を受賞している。</p> <p>計画地を眺望する不特定多数の人に利用される地点としては、川島町役場防災展望室がある。なお、その他に計画地周辺には眺望を目的として整備された地点はない。</p>
	人と自然とのふれあいの場	<p>川島町の観光ガイドマップやパンフレットでは、ウォーキングコースやサイクリングコースが紹介されている。ウォーキングコースでは白鳥飛来地を含む河川沿いを巡るコースがあり、サイクリングコースでは「河川を巡るルート」、「川島の桜を巡るルート」、「遠山記念館を巡るルート」が設定されている。また、計画地北東にある平成の森公園は、バラの小径やショウブ園などがあり、多くの人が訪れる名所となっている。</p>
生活環境その他の状況	指定文化財	<p>計画地周辺には、川島町指定の文化財として「地藏菩薩立像」、「下廊囃子」、「飯島囃子」、「伊草獅子舞」がある。</p>
	埋蔵文化財	<p>計画地周辺最寄りの埋蔵文化財として、西側約 400m に堂地遺跡が分布している。計画地内の範囲には、既知の埋蔵文化財包蔵地はない。</p>
一般環境中の放射性物質に係る環境の状況		<p>計画地周辺における空間放射線量は、ほとんどの地点で徐々に低下する傾向にあり、川島町では平成 26 年度で測定を終了している。</p>

第6章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

本事業は埼玉県によって策定されている環境基本計画等の公的な計画のうち、表 6-1 に示す計画と関連している。

計画策定の段階において配慮事項を検討した事項については、表 6-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 6-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称	本事業との関連
埼玉県	埼玉県環境基本条例(平成6年12月)	○
	埼玉県環境基本計画(平成29年3月)	○
	埼玉県土地利用基本計画(平成25年2月)	○
	埼玉県国土利用計画(第四次)(平成22年12月)	○
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画)(平成27年3月)	○
	埼玉県5か年計画(平成29～令和3年度)(平成29年7月)	○
	第2次埼玉県広域緑地計画(平成29年3月)	○
	埼玉県景観計画(平成19年8月告示、平成28年3月29日変更告示、平成28年4月1日施行)	○
	まちづくり埼玉プラン(平成30年3月)	○
	第3次田園都市産業ゾーン基本方針(H29～R3)(平成29年4月)	○
	第8次廃棄物処理基本計画(平成28年3月)	○
川島町	第5次川島町総合振興計画後期基本計画(平成28年3月)	○
	川島町都市計画マスタープラン改訂版(平成25年4月)	○
	川島町人口ビジョン・川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年10月)	○
	川島町6次産業化戦略(平成29年3月)	○
	KJブランド戦略(平成29年3月)	○
	環境総合計画《環境基本計画 一般廃棄物処理基本計画》(見直し版)(令和3年3月)	○

表 6-2(1) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県環境基本条例 (平成 6 年 12 月)	<p>事業者は、事業活動に伴い生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・ 進出企業に対しては、各種法令や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、未然の公害発生防止に努めるよう指導する。 ・ 建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、進出企業に指導する。
埼玉県環境基本計画(平成 29 年 3 月)	<p>21 世紀半ばを展望した長期的な目標(将来像)を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり ・ 限りある資源を大切にす循環型社会づくり ・ 恵み豊かな緑や川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・ 安心・安全な環境保全型社会づくり ・ 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。 ・ 計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 進出企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
埼玉県土地利用基本計画 (平成 25 年 2 月)	<p>計画地は「圏央道地域」に区分され、圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていくとされている。また、工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努めることとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・ 計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
埼玉県国土利用計画 (第四次) (平成 22 年 12 月)	<p>「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、4 つの基本方針が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県土の有効利用 ・ 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・ 安心・安全な県土利用 ・ 多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 進出企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・ 建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、進出企業に指導する。
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成 27 年 3 月)	<p>2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量(需要側)を 2005 年比 21%削減することを目標として、7 つのナビゲーションが提示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素型で活力ある産業社会づくり ・ 低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・ 低炭素型ライフスタイルへの転換 ・ 低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・ 低炭素で潤いのある田園都市づくり ・ 豊かな県土を育む森林の整備・保全(CO₂吸収源対策) ・ 低炭素社会への環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス(CO₂)への対策として、計画地内に公園及び緑地を整備する。 ・ 進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表 6-2(2) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県5か年計画(平成29～令和3年度)(平成29年7月)</p>	<p>平成29年度～33年度までの5か年計画として、埼玉県は3つの将来像の実現を目指すこととしている。</p> <p>【埼玉県の目指す3つの将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望と安心の埼玉 ・活躍と成長の埼玉 ・うるおいと誇りの埼玉 <p>埼玉県の目指す将来像の実現に向け、時代の潮流に対して積極果敢に挑む取組を「11の宣言」として位置付けている。</p> <p>【宣言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚・出産・子育ての希望実現 ・健康・医療・介護の安心確保 ・大地震など危機への備えの強化 ・地域をつなぐ社会基盤の整備 ・シニアの活躍推進 ・次代を担う人材育成 ・女性が活躍する社会の構築 ・稼ぐ力の向上 ・儲かる農業の推進 ・新たなエネルギー社会の構築 ・オリンピック・パラリンピックなどを契機とした地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・進出企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>第2次埼玉県広域緑地計画(平成29年3月)</p>	<p>身近な緑に関する施策の方針として、3つの基本方針とそれぞれの展開方針を掲げている。</p> <p>【基本方針及び展開方針】</p> <p>① 「身近な緑」を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「身近な緑」の保全 ・「身近な緑」の確保 ・生物多様性からの視点 <p>② 新たな緑をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の緑化 ・民間施設の緑化 <p>③ 「身近な緑」を活用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑を活用する、またリーダーとなる「担い手」を育成する ・連携・協働による活用 ・緑の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
<p>埼玉県景観計画(平成19年8月告示、平成28年3月29日変更告示、平成28年4月1日施行)</p>	<p>計画地の位置する川島町は、特定課題対応区域の圏央道沿線区域に区分されており、将来の景観像を目指すため、下記の事項が定められている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・歴史と伝統が語られる景観づくり ・身近な生活環境を良くする景観づくり ・県民が主体となった景観づくり ・地域間の交流を進める景観づくり <p>また、建築面積が200平方メートルを超える業務用等の建築物、工作物及び資材置き場等を届出対象として規制・誘導等が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
<p>まちづくり埼玉プラン(平成30年3月)</p>	<p>県民生活の視点から埼玉の目指すべき将来都市像とそれを実現していくためのまちづくりの目標が示されている。</p> <p>【将来都市像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどり輝く 生きがい創造都市 ・～暮らし続けるふるさと埼玉～ <p>【まちづくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園の共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、進出企業に指導する。

表6-2(3) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
第3次田園都市産業ゾーン基本方針(H29～R3)(平成29年4月)	<p>圏央道沿線地域に加え圏央道以北地域などにおいて、高速道路インターチェンジ周辺や県内主要幹線道路周辺に田園環境と調和した産業基盤づくりを積極的に進められるよう具体的方針を定めている。</p> <p>【県の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の産業基盤づくりを支援する ・官民連携で進める ・周辺環境と調和した産業基盤づくりを進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
第8次廃棄物処理基本計画(平成28年3月)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するために策定された。</p> <p>【計画の概要】</p> <p>(1) 計画の方向性 廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会の実現を目指す</p> <p>(2) 平成32年度の目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量【一般廃棄物】503グラム(平成25年度:541グラム) ・年間の事業系ごみ排出量【一般廃棄物】48万8千トン(平成25年度:54万3千トン) ・1人1日当たりの最終処分量【一般廃棄物】44グラム(平成32年度)〈平成25年度:49グラム〉 ・年間の最終処分量【産業廃棄物】17万5千トン(平成25年度:19万4千トン) <p>(3) 達成するための4つの柱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1の柱 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進 ・第2の柱 廃棄物の適正処理の推進 ・第3の柱 環境産業の育成 ・備えの柱 災害廃棄物対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生する廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に努め、適正に処理を行う。 ・進出企業に対しては、廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)、適正処理等を推進するよう働きかける。
第5次川島町総合振興計画後期基本計画(平成28年3月)	<p>本計画は、これまでの成果を検証するとともに、本町が抱える課題を明らかにし、基本構想で掲げた将来像の実現と人口減少の克服をめざす5年間の取り組みを明確にしている。</p> <p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人・自然・景観を大切に魅力あふれるまちづくり ・まちの資源と都市近郊を活かした、人でにぎわうまちづくり ・まちが人を育み、人がまちを育む活力と協働のまちづくり <p>【将来像】</p> <p>住む人に快適を 訪れる人に活力を 笑顔で人がつながるまち かわじま</p> <p>首都圏中央連絡自動車道が東北自動車道まで開通したことに伴い、ますます交通の利便性が向上する川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を図るため、計画地は「インター周辺関連開発地域」に位置づけられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
川島町都市計画マスタープラン改訂版(平成25年4月)	<p>第5次川島町総合振興計画・基本構想と同様の基本理念をまちづくりの理念とし、基本方針等を定めている。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力あふれるまちづくり ・自然を想像するまちづくり ・福祉のまちづくり ・町民主体のまちづくり ・安全・安心な街づくり ・多様化する町民ニーズに対応するまちづくり <p>交通の利便性が高い圏央道川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を図るため、計画地は「インター関連開発地域」に位置づけられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。

表6-2(4) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
川島町人口ビジョン・川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 27 年 10 月)	<p>「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地域の特性を踏まえた戦略に基づいてより効果的に人口問題の対策に取り組むために策定された。</p> <p>【基本目標】</p> <p>①若い世代が魅力を感じる子育て支援の充実 ②地域産業の活性化と雇用の創出 ③子どもからお年寄りまでふれあい、安心して健やかに暮らせる地域づくり ④人を呼び込む観光・交流の活性化</p> <p>【主な取り組み】</p> <p>○雇用創出につながる企業誘致の推進及び新たな観光資源の発掘 ・川島インターチェンジ南側地区開発事業 ○新たな観光資源の発掘と交流の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
川島町 6 次産業化戦略(平成 29 年 3 月)	<p>本事業は、基本目標として地域産業の活性化と雇用確保に向けた、企業集積拠点の拡充に向けての主な取り組みとして位置づけられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
KJブランド戦略(平成 29 年 3 月)	<p>地域の資源や特性等を見直し、集約することにより、町そのものをブランド化し、これを町民や生産者、関係団体、行政などが、地域全体で共有・発信していくことにより、地域や「モノ」の認知度や評価を高め、域外の「ヒト」や「カネ」を呼び込み、町の経済の活性化を図っていくことを目的として策定された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
環境総合計画《環境基本計画 一般廃棄物処理基本計画》(見直し版)(令和 3 年 3 月)	<p>望ましい環境像「美しい景観・自然との共生 快適で活力ある かわじま」の具現化のために、自然環境の保全、生活環境の保全、快適環境の保全、環境保全活動の推進の 4 つの施策の基本方針を計画の基幹とし、各施策・事業を町、町民及び事業者それぞれの取り組みとしてまとめたもの。</p> <p>環境保全の目標として、自然環境の保全の目標、生活環境の保全の目標、快適環境の保全の目標、環境保全活動の推進の目標等を掲げている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。 ・工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・進出企業に対しては、各種法令や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、未然の公害発生防止に努めるよう指導する。 ・計画地内に緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、進出企業に指導する。

6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域

6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的として法令等の規定により指定された地域と、計画地及び周辺地域との関連は表 6-3 に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)などに指定されている。

表 6-3 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	調査対象地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		国指定鳥獣保護区	×	×	
		県指定鳥獣保護区	×	×	
		特別保護地区	×	×	
鳥獣保護区		×	×		
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
指定猟法禁止区域(鉛散弾)		×	○		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	○		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
土地 利用 関連	市街化調整区域	○	○	埼玉県生活環境保全条例	
	農用地区域	○	○	都市計画法	
	地域森林計画対象民有林	×	×	農業振興地域の整備に関する法律	
文化財 保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)		×	×	森林法
			×	×	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	×	川島町文化財保護条例
			-	○	坂戸市文化財保護条例
	-	×	川越市文化財保護条例		
	-	×	東松山市文化財保護条例		
景観 保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域	○	○	埼玉県景観条例	
		-	×	川越市都市景観条例	

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

6.2.2 その他の配慮すべき地域

本事業の計画地及び周辺地域には、表 6-4 に示すように、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 6-4 配慮すべき地域とその分布状況

区分	配慮事項	計画地及び周辺地域の状況	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、または悪化するおそれがある地域	計画地の周辺地域には、項目によって環境基準を上回る地域が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び、良好なまたは主として良好な住居の環境を保護すべき地域	計画地の周辺地域には、保全対象となる住居が分布するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等への保水機能	計画地及び周辺地域には水田及び農業用水路が分布しており、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	計画地内は主に水田及び畑地等の耕作地であり、大規模な土地の改変等は行わない。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	計画地内は主に水田及び畑地等の耕作地であり、重要な地形・地質等は存在しない。	×
	災害の危険性のある地域または防災上重要な役割を果たしている地域	計画地及び周辺地域は川島町洪水ハザードマップによると、浸水深が北側は2.0～5.0m未滿、南側が5.0m以上の区域となっている。	○
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック、その他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	計画地及び周辺地域には動植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	原生林その他の森林、湿地など多様な生物の生息・生育環境を形成している地域、その他生態系保護上特に重要な地域	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	動植物の生息・生育空間の分断、及び孤立化の回避	計画地及び周辺地域には動植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	計画地の周辺地域には、屋敷林及び寺社等が立地しているため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場	計画地周辺には越辺川等の水辺等が分布しており、「川島町観光ガイドマップ めぐる川島」によれば河川を巡るサイクリングコースが計画地西側に近接している。	○
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	計画地周辺には町指定の文化財が分布しているが、計画地に近接する地域には分布していない。	×

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

計画地は「第 5 次川島町総合振興計画」において、圏央道川島インターチェンジによる立地優位性を活かし、川島インター産業団地の整備・拡充をするために、「インター周辺関連開発地域」に位置づけられている。

埼玉県は、圏央道の整備に伴い、その周辺の産業立地の優位性が飛躍的に高まることから「第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針(H29～R3)」を策定し、圏央道沿線及び圏央道以北地域における計画的な産業基盤の整備を推進しており、本事業もその施策に寄与するものである。

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

本事業の計画地は、「6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由」でも記載したように、「第 5 次川島町総合振興計画」及び「第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針(H29～R3)」において産業団地の整備・拡充、産業基盤の整備を推進する地域に位置づけられていることから、実施区域の変更は困難である。

6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 6-3 及び表 6-4 に示した内容を考慮し、本事業における影響の回避、低減について検討を行った。

本事業における影響の回避または低減措置は、表 6-5 に示すとおりである。

表 6-5 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	住居等への影響の回避または低減に努める。 なお、一部の項目で環境基準を上回る地域及び災害の危険性のある地域が存在することから、今後の現地調査の状況に応じて、影響の回避または低減に努める。	特になし。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	生物多様性の確保等を目的として、計画地内に公園及び緑地を整備する。	貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避、低減に努める。 動植物の生息・生育空間の分断、孤立化の回避に努める。	特になし。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	計画地内における公園及び緑地を整備する。	計画地の植栽や建築物の色彩等の周辺景観との調和に努める。	特になし。
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源対策として、公園及び緑地を整備する。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガスの吸収源対策として、各進出企業に対し緑化を促すよう努める。	特になし。